### 目 次

第1編	総	論	<u> </u>
第1章	北区の	 責務、計画の位置づけ、構成等———————	—1
	1 北区	の青務及び東京都北区国民保護計画の位置づけ————	1
	2 計画	の構成 <u></u> の見直し、変更手続 <del></del>	<u>— 1</u>
	3 計画	の見直し、変更手続	<u> </u>
第2章	国民保	護措置に関する基本方針――――――――――――――――――――――――――――――――――――	—2
第3章	関係機	関の事務又は業務の大綱等――――――――――――――――――――――――――――――――――――	<del></del> 4
第4章	北区の	地理的、社会的特徵————————————————————————————————————	<del></del> 6
第5章	区国民		8
*	1 武力	攻撃事能	8
	2 緊急	<b>対処事態</b>	<del></del> 8
	3 NB	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
	•		
第2編	平麦から	らの備え	10
第1章	組織■	体制の整備等	10
	区にお	ける組織・体制の整備	10
ייה		- 17 - 17 - 17 - 17 - 17 - 17 - 17 - 17	
	2 区職	員の参集基準等	12
	3 消防	の初動体制の把握等	15
	4 国民	の権利利益の救済に係る手続等――――――――――――――――――――――――――――――――――――	15
第 2	関係機	関との連携体制の整備	16
A1 C	1 基本	的考え方	16
		の連携	
		いた。 区市との連携	
		公共機関等との連携	
		ムハ版関等との建協 所に対する支援	
		防災組織等に対する支援	
第3		確保	
第 4		<sup>職 ∧</sup> 集・提供等の体制整備————————————————————————————————————	
ד מג		衆 旋い守め時間監備 的考え方————————————————————————————————————	
		等の伝達に必要な準備	
	3 安否	寺の伝達に必要な半端 情報の収集、整理及び提供に必要な準備———————	21
		情報の収集・報告に必要な準備――――――――――――――――――――――――――――――――――――	
第5		情報の収集・報告に必要な準備――――――――――――――――――――――――――――――――――――	
第 5 第 6		早寺の文内文は使用計りに味る体制の登備――――― び訓練――――――	
<del>%</del> 0		<b>い</b> 前	
笙ヶ音			
第2章	避難、	救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え——	<u>      2 8                             </u>

# 現行

### 目 次

第1編 総 論——————	
第1章 北区の責務、計画の位置づけ、構成等—————	<b>—</b> 1
1 北区の責務及び北区国民保護計画の位置づけ	_1
2 計画の構成	<b>—</b> 1
2 計画の構成 <u></u> 3 計画の見直し、変更手続 <del></del>	-2
第2章 国民保護措置に関する基本方針――――――――――――――――――――――――――――――――――――	<b>-</b> 2
第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等――――――――――――――――――――――――――――――――――――	<b>-</b> 4
第4章 北区の地理的、社会的特徴—————	<b>-</b> 6
第5章 区国民保護計画が対象とする事態	_9
1 武力攻撃事態————————————————————————————————————	_9
2 緊急対処事態————————————————————————————————————	<b>-</b> 9
3 NBCを使用した攻撃————————————————————————————————————	_10
第2編 平素からの備え——————	-11
第1章 組織・体制の整備等	_11
第1 区における組織・体制の整備—————	_11
1 区の各部における平素の業務	_11
2 区職員の参集基準等	<b>—13</b>
3 消防の初動体制の把握等————	<b>—</b> 15
4 国民の権利利益の救済に係る手続等 —	_16
第2 関係機関との連携体制の整備————	_16
1 基本的考え方	
2 都との連携 ————————————————————————————————————	_17
3 近隣区市との連携—————	_17
4 指定公共機関等との連携—————	<b>-18</b>
5 事業所に対する支援	<b>—</b> 18
6 自主防災組織等に対する支援—————	
第3 通信の確保——————	
第4 情報収集 ■ 提供等の体制整備——————	
1 基本的考え方	<b>-20</b>
2 警報等の伝達に必要な準備————	<b>-22</b>
3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備————	<b>-23</b>
4 被災情報の収集 • 報告に必要な準備 ——————	<b>-2</b> 5
第5 特殊標章等の交付又は使用許可に係る体制の整備―――――	<b>-2</b> 6
第6 研修及び訓練	<b>-27</b>
1 研修 ———————————————————————————————————	
2 訓練 ————————————————————————————————————	
第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え――	<b>-29</b>

	1	避難に関する基本的事項	2 0
	2		
	3		2 S
	4		
	5		
	6		— ა I
生っき	_	ヤスロ (大) 大力 (大)	
歩り早	1		o o
		区が管理する施設及び設備の整備及び点検等―――――	
笠 4 辛		国民保護に関する啓発	
<b>新</b> 4 早		国民保護措置に関する啓発————	35
	-	区民がとるべき行動等に関する啓発————	35
	3		
	J	亦十十保早寺及い付外保早寺I⊂関する百及『召光 <del></del>	
第3編	=	<b>【力攻撃事態等への対処</b>	2.7
	Ш	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置————————————————————————————————————	— 3 /
弗!早			
	1		— 3 /
₩ o <del>**</del>		- 11 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -	
弗乙早		区対策本部の設置等	— 4 C
			— 4 C
	2		4 9
# 0 <del>*</del>	_	特殊標卓寺の父刊及の官理	
まる 早			
	1	国 ■ 都の対束本部との連携	— 5 C
	2		— 5 C
	3		— 5 1
	4	他の区市町村長寺に対する応援の要求、事務の会計―――――	5 1
	5		
	6		5 2
	7	目王防災組織等に対する文援寺――――――――――――――――――――――――――――――――――――	— 5 3
	8		——5 3 -
第4草		国民の権利・利益の救済に係る手続き――――――――――――――――――――――――――――――――――――	— 5 4 
		警報及び避難の指示等――――――――――――――――――――――――――――――――――――	
第 1		警報の伝達等――――――――――――――――――――――――――――――――――――	
		警報の内容の伝達・通知――――――――――――――――――――――――――――――――――――	
		警報の内容の伝達方法————	
<b></b> -	3		
第2		避難住民の誘導等————————————————————————————————————	
	1		
	2		5 9
	3	避難住民の誘導	<del></del> 6 1

# 現行

	1 避難に関する基本的事項——————	-29
2	2 避難実施要領のパターンの作成	-30
;	3 救援に関する基本的事項	-3 1
4	4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	-3 1
į	5 避難施設の指定への協力	-32
	6 生活関連等施設の把握等	-33
第3章	物資及び資材の備蓄、整備	-34
	1 区における備蓄	-34
	2 区が管理する施設及び設備の整備及び点検等————	
第4章	国民保護に関する啓発————	-36
-	1 国民保護措置に関する啓発	-36
2	2 区民がとるべき行動等に関する啓発————	-36
;	3 赤十字標章等及び特殊標章等に関する普及・啓発—————	-37
第3編	武力攻撃事態等への対処	-38
第1章	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置—————	-38
•	1 事態認定前における危機管理対策本部等の設置及び初動措置———	
-	2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応—————	
第2章	区対策本部の設置等	-4 1
	1 区対策本部の設置	
_	2 通信の確保———————	-50
	3 特殊標章等の交付及び管理	
)13 G T	関係機関相互の連携	-5 1
	1 国・都の対策本部との連携	
	2 都知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等	-5 1
	3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	-52
	4 他の区市町村長等に対する応援の要求、事務の委託	-52
	5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	
	6 区の行う応援等————————————————————————————————————	-53
	7 自主防災組織等に対する支援等	-53
	・ 日工例ス価値等に対する気候等 8 区民への協力要請 - 国民の権利・利益の救済に係る手続き	-54
第5章	警報及び避難の指示等――――――――――――――――――――――――――――――――――――	-56
第 1		-56
	1 警報の内容の伝達・通知――――――――――――――――――――――――――――――――――――	
_	2 警報の内容の伝達方法	-5 /
	3 緊急通報の伝達及び通知	-58
第2		-59
		-59
-		
	3 - 避難住民の誘導	-62

4 想定される避難の形態と区による誘導	<del></del> 6 4
4 想定される避難の形態と区による誘導————— 第6章 救援————————————————————————————————————	<del></del> 69
1 救援の実施	<del></del> 6 9
2 関係機関との連携————	<del></del> 69
3 救援の程度及び方法の基準	
4 救援の内容	7 C
第7章 安否情報の収集・提供	<del></del> 7 4
1 安否情報の収集	<del></del> 7 4
2 都に対する報告	
3 安否情報の照会に対する回答————	
4 日本赤十字社に対する協力—————	<del></del> 7 6
第8章 武力攻撃災害への対処————	<del></del> 7 7
第1 武力攻撃災害への対処————	<del></del> 7 7
1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方	<del></del> 77
2 武力攻撃災害の兆候の通報(都知事への通知) ————	<del></del> 7 7
第 2   応急措置等	
1 退避の指示	
2 警戒区域の設定	
3 応急公用負担等————————————————————————————————————	<del></del> 8 2
4 消防に関する措置等——————	
第3 生活関連等施設における災害への対処等―――――	
1 生活関連等施設の安全確保—————	
2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除—————	
第4 NBC攻撃による災害への対処等————	<del></del> 84
第9章 被災情報の収集及び報告————	<del></del> 88
第 10 章 保健衛生の確保その他の措置—————	
1 保健衛生の確保	
2 廃棄物の処理	
第 11 章 国民生活の安定に関する措置———————	
1 生活関連物資等の価格安定————	<u> </u>
2 避難住民等の生活安定等—————	
3 公共的施設の適切な管理	<u> </u>
第4編 復旧等	9 3
第1章 応急の復旧	
1 基本的考え方————	
2 公共的施設の応急の復旧	
第2章 武力攻撃災害の復旧――――――――――――――――――――――――――――――――――――	
第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等———	9 5
1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求——	
2 損失補償及び損害補償————	

# 現行

4 想定される避難の形態と区による誘導	<del></del> 65
第6章 救援————————————————————————————————————	<del></del> 70
1 救援の実施	<del></del> 7 0
2 関係機関との連携	<del></del> 7 0
3 救援の程度及び方法の基準	
4 救援の内容	<del></del> 7 1
第7章 安否情報の収集・提供	<del></del> 7 5
1 安否情報の収集――――――――――――――――――――――――――――――――――――	<del></del> 7 5
2 都に対する報告	
3 安否情報の照会に対する回答————	<del></del> 7 6
4 日本赤十字社に対する協力————	<del></del> 77
第8章 武力攻撃災害への対処	
第 1 武力攻撃災害への対処————	
1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方—————	
2 武力攻撃災害の兆候の通報————	
第2 応急措置等————————————————————————————————————	
1 退避の指示	
2 警戒区域の設定	
3 応急公用負担等————————————————————————————————————	<del></del> 83
4 消防に関する措置等	
第3 生活関連等施設における災害への対処等—————	
1 生活関連等施設の安全確保————	
2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	<del></del> 8 5
第4 NBC攻撃による災害への対処等————	<del></del> 8 5
第9章 被災情報の収集及び報告	
第10章 保健衛生の確保その他の措置————	
1 保健衛生の確保——————	<del></del> 9 1
2 廃棄物の処理	
第 11 章 国民生活の安定に関する措置——————	<del></del> 9 3
1 生活関連物資等の価格安定	<del></del> 9 3
2 避難住民等の生活安定等	
3 生活基盤等の確保	——9 3
第4編 復旧等————————————————————————————————————	
第1章 応急の復旧	——9 4
1 基本的考え方————————————————————————————————————	
2 公共的施設の応急の復旧	
第2章 武力攻撃災害の復旧	
第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等—————	——96
1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求——	——9 6
2 損失補償及び損害補償—————	<del></del> 96

	3	総合調整及び指示に係る損失の補てん————	9 5
第5編	大	規模テロ等(緊急対処事態)への対処	9 6
第1章	ī i	刃動対応力の強化——————	
	1	危機管理体制の <mark>充実</mark>	
	2	対処マニュアルの整備—————	9 8
	3	発生現場における連携協力のための体制づくり――――	9 8
	4	不特定多数の人々への情報伝達手段の確保———	9 9
	5	装備・資材の備蓄	9 9
	6	訓練等の実施	9 9
	7	区民・昼間区民への啓発	99
第2章	<u>.</u>	平時における警戒 ————————————————————————————————————	100
	1	- 危機情報等の把握 ■ 活用	100
	2	危機情報等の共有	
	3	警戒対応	
第3章	ڊ آج	- C. M. T. C.	
212 - 1	1	区対策本部の設置指定が行われている場合———	
	2	区対策本部の設置指定が行われていない場合	
	3	区災害対策本部等による対応———	101
	4	区対策本部への移行————	
第4章		大規模テロ等の類型に応じた対処————————————————————————————————————	
λ, ι <del>+</del>	1	危険物質を有する施設への攻撃	
	2	大規模集客施設等への攻撃	
	3	大量殺傷物質による攻撃(ダーティボム)	
	4	大量殺傷物質による攻撃(生物剤)―――――	
	5	大量殺傷物質による攻撃(上物剤)————————————————————————————————————	
	5	八里权[あ物具]による以筆(16子則)	107

# 現行

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん	9 5	3 総合調整及び指示に係る損失の補てん	9 6
大規模テロ等(緊急対処事態) への対処	9 6	第5編 大規模テロ等(緊急対処事態)への対処	9 7
□ 初動対応力の強化——————	9 7	第1章 初動対応力の強化————	9 8
1 危機管理体制の <mark>充実</mark>		1 危機管理体制の <mark>強化</mark> ————————————————————————————————————	
2 対処マニュアルの整備————	9 8	2 対処マニュアルの整備――――	99
3 発生現場における連携協力のための体制づくり	9 8	3 発生現場における連携協力のための体制づくり――――	99
4 不特定多数の人々への情報伝達手段の確保	9 9	4 不特定多数の人々への情報伝達手段の確保————	
5 装備・資材の備蓄		5 装備・資材の備蓄	
6 訓練等の実施		6 訓練等の実施	
7 区民・昼間区民への啓発		7 区民・昼間区民への啓発	
- 平時における警戒		第2章 平時における警戒	
1 危機情報等の把握・活用		1 危機情報等の把握 ■ 活用——————	
2 危機情報等の共有		2 危機情報等の共有—————	
3 警戒対応————————————————————————————————————		3 警戒対応————————————————————————————————————	
- 1.00 mg		第3章 発生時の対処————————————————————————————————————	
1 区対策本部の設置指定が行われている場合		1 区対策本部の設置指定が行われている場合	
2 区対策本部の設置指定が行われていない場合		2 区対策本部の設置指定が行われていない場合	
3 区災害対策本部等による対応		3 区災害対策本部等による対応	
4 区対策本部への移行		4 区対策本部への移行————	
大規模テロ等の類型に応じた対処――――――――――――――――――――――――――――――――――――		第4章 大規模テロ等の類型に応じた対処――――――――――――――――――――――――――――――――――――	
1 危険物質を有する施設への攻撃		1 危険物質を有する施設への攻撃	
2 大規模集客施設等への攻撃		2 大規模集客施設等への攻撃————	
3 大量殺傷物質による攻撃 (ダーティボム)		3 大量殺傷物質による攻撃 (ダーティボム) <b></b>	
4 大量殺傷物質による攻撃(生物剤)		4 大量殺傷物質による攻撃 (生物剤) ————	
5 大量殺傷物質による攻撃(化学剤)		5 大量殺傷物質による攻撃 (化学剤)	
6 交通機関を破壊手段とした攻撃————		6 交通機関を破壊手段とした攻撃	

71 77/4	20/~	/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /
改正後	現行	解説(素案の該当ページを記載)
1 北区の責務及び東京都北区国民保護計画の位置づけ	1 北区の責務及び北区国民保護計画の位置づけ	1ページ
(1) 北区の責務	(1) 北区の責務	(計画名称の整理)
区(北区長及びその他北区の執行機関等をいう。	区(北区長及びその他北区の執行機関等をいう。	(法律該当箇所の修正)
以下同じ。)は、武力攻撃事態等において、武力	以下同じ。)は、武力攻撃事態等において、武力	
攻撃事態等における国民の保護のための措置に関	攻撃事態等における国民の保護のための措置に関	
する法律(以下「国民保護法」という。) その他	する法律(以下「国民保護法」という。)その他	
の法令、国民の保護に関する基本指針(平成17年3	の法令、国民の保護に関する基本指針(平成17年3	
月閣議決定。以下「基本指針」という。)及び東	月閣議決定。以下「基本指針」という。)及び東	
京都国民保護計画(以下「都国民保護計画」とい	京都の国民の保護に関する計画(以下「都国民保	
う。)を踏まえ、東京都北区国民保護計画(以下	護計画」という。)を踏まえ、北区の国民の保護	
「区国民保護計画」という。)に基づき、国民の	に関する計画(以下「区国民保護計画」という。)	
協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民	に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携	
の保護のための措置(以下「国民保護措置」とい	協力し、自ら国民の保護のための措置(以下「国	
う。)を的確かつ迅速に実施し、その区域におい	民保護措置」という。)を的確かつ迅速に実施し、	
て関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推	その区域において関係機関が実施する国民保護措	
進する。	置を総合的に推進する。	
(2) 区国民保護計画の位置づけ	(2) 区国民保護計画の位置づけ	
区は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条	区は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条	
第1項の規定に基づき、区国民保護計画を作成す	の規定に基づき、区国民保護計画を作成する。	
る。		
区国民保護計画は、以下の各編により構成する。	区国民保護計画は、以下の各編により構成する。	1ページ
第1編 総論	第1編 総論	(時期によって数値・文言が変動するため、資料編
第2編 平素からの備え	第2編 平素からの備え	を整理)
第3編 武力攻撃事態等への対処	第3編 武力攻撃事態等への対処	
第4編 復旧等	第4編 復旧等	
第5編 大規模テロ等(緊急対処事態)への対処	第5編 大規模テロ等(緊急対処事態)への対処	
(削除)	資料編	
(削除)	○ 関係機関の連絡先	5ページ
	指定行政機関、都、警視庁、東京消防庁、指定	(資料編整理に伴い、参照文言を整理)
	公共機関、22区、埼玉県隣接市などの関係機関	

71 //	*D /~	772V /+/+ = 2+V/ 0 ->> -2+V/
改正後	現行	解説(素案の該当ページを記載)
	連絡先については、資料編 3-1頁に掲載する。	
区は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するた		
め、その地理的、社会的特徴 等について確認するこ		(文言の整理)
ととし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当た	ととし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当た	
り考慮 しておくべき北区の地理的、社会的特徴等に	り考慮 しておくべき北区の地理的、社会的特徴等に	
ついて示す。	ついて定める。	
(1) 地形	(1) 地形	6ページ
北区は東京都の北東部に位置し、北は荒川を隔	北区は東京都の北東部に位置し、北は荒川を隔	(最新数値への更新)
てて埼玉県川口市、戸田市に、東は足立区、荒川	てて埼玉県川口市、戸田市に、東は足立区、荒川	(資料編整理に伴い、参照文言を整理)
区に接し、西は板橋区に、南は文京区、豊島区に	区に接し、西は板橋区に、南は文京区、豊島区に	
接している。東西は約2.9㎞、南北約9.3㎞	接している。東西は約2.9㎞、南北約9.3㎞	
で、面積は20. <mark>61</mark> Km <sup>2</sup> である。(省略)	で、面積は20. <mark>59</mark> K㎡である。(省略)	
(削除)	(※ 区内地形図は、資料編 1-1頁に掲載)	
(2) 気候	(2) 気候	6ページ
温帯気候であり、夏は高温多湿、冬は寒冷少雨	温帯気候であり、夏は高温多湿、冬は寒冷少雨	(直近のデータから算出した数値に更新)
である。気温は年平均15.4度。降水量は、梅雨	である。気温は年平均16度。降水量は、梅雨の	
の時期や秋雨・台風の時期は月平均150mmの	時期や秋雨・台風の時期は月平均150mmの量	
量を記録し、台風は、年平均3個程度接近する。	を記録し、台風は、年平均3個程度接近する。	
月別平均気温と降水量		6ページ
新旧対照表 別表 1 (35ページ参照)		(直近のデータから算出した数値に更新)
(3) 人口分布	(3) 人口分布	7ページ
北区の人口は約34万1千人で、世帯数は約1	北区の人口は約33万人で、世帯数は約16万	(最新数値への更新)
8万6千世帯となっている。65歳以上の老齢人	世帯となっている。65歳以上の老齢人口の割合	(資料編整理に伴い、参照文言を整理)
口の割合は25.56%で、都内でも高い数値を	は22.64%で、都内でも高い数値を示してお	
示しており、とりわけ高齢単身者世帯の割合も高	り、とりわけ高齢単身者世帯の割合も高い。(平	
い。 (平成 <b>28年 2</b> 月現在)	成 <mark>18年1</mark> 月現在)	
(削除)	(※ 区内人口や世帯数、町丁別人口密度分布図	
	は、資料編 4-1頁と1-2頁に掲載)	
(4) 道路の位置等	(4) 道路の位置等	7ページ
北区を通る主な道路は、東西には、田端、滝野	北区を通る主な道路は、東西には、田端、滝野	(資料編整理に伴い、参照文言を整理)
川地区には明治通りが、ほぼ中央には環状7号線	川地区には明治通りが、ほぼ中央には環状7号線	
が、赤羽地区には環状8号線が延びており、南北	が、赤羽地区には環状8号線が延びており、南北	
には、本郷通り、北本通りが通っている。(省略)	には、本郷通り、北本通りが通っている。(省略)	

改正後	現行	解説(素案の該当ページを記載)
(削除)	(※ 区内道路図は、資料編 1-3頁に掲載)	
(5) 鉄道の位置等	(5) 鉄道の位置等	7ページ
鉄道は、北区の南北を貫く形で敷設され、近郊	鉄道は、北区の南北を貫く形で敷設され、近郊	(資料編整理に伴い、参照文言を整理)
路線としては、JR京浜東北線、JR埼京線、東	路線としては、JR京浜東北線、JR埼京線、東	
京メトロ南北線が、中・長距離路線としては、JR	京メトロ南北線が、中・長距離路線としては、JR	
高崎線、JR宇都宮線や東北・上越・秋田・山形・	高崎線、JR宇都宮線や東北・上越・秋田・山形・	
長野の各新幹線が通っており、東京と埼玉県、関	長野の各新幹線が通っており、東京と埼玉県、関	
東北部、東北、北陸地方を結ぶ重要な交通幹線と	東北部、東北、北陸地方を結ぶ重要な交通幹線と	
なっている。(省略)	なっている。(省略)	
(削除)	(※ 区内鉄道路線図は、資料編 1−4頁に掲	
	載)	
(8) その他	(8) その他	7ページ
北区の北側の区境は、埼玉県川口市、戸田市と	北区の北側の区境は、埼玉県川口市、戸田市と	(都国民保護計画の変更に則した用語の整理)
接している。埼玉県からは、JR京浜東北線、J	接している。埼玉県からは、JR京浜東北線、J	
R埼京線等を利用した都心への通勤・通学者が多	R埼京線等を利用した都心への通勤・通学者が多	
く存在しており、万が一、武力攻撃事態等が発生	く存在しており、万が一、武力攻撃事態等が発生	
した際には、その自宅への避難路として、区内の	した際には、その自宅への避難路として、区内の	
道路、鉄道の利用が必要となる。	道路、鉄道の利用が必要となる。	
また、都県境を越える避難や避難住民を受入れ	また、都県境を越える避難や避難住民を受入れ	
る可能性が高いため、埼玉県の隣接市との連携体	る可能性が高いため、埼玉県の隣接市との連携体	
制を整備していく。	制を整備していく。	
なお、北区は高齢化が進んでいるなど要配慮者	なお、避難・誘導実施の際には、高齢化が進ん	
が多く居住する地域でもあるので、避難・誘導実	でいるなど要援護者(本計画では、災害時要援護	
施の際には、実効性の確保に努める。	者の略称として用いている。以下同じ。)が多く	
	居住する地域でもあるので、実効性の確保に努め	
	る。	
	区国民保護計画においては、以下のとおり都国民保	
	護計画において想定されている武力攻撃事態4類型	(誤植の修正)
及び緊急対処事態4類型を対象とする。また、それ		
ぞれの類型において、NBC兵器等を用いた攻撃が		
	撃が行われる可能性があることも考慮する。(省略)	
2 緊急対処事態	2 緊急対処事態	8ページ
区国民保護計画においては、緊急対処事態(*	区国民保護計画においては、緊急対処事態(*	(都国民保護計画において緊急対処事態に2020年東

改正後	現行	解説(素案の該当ページを記載)
*)として、都国民保護計画において想定されて	*)として、都国民保護計画において想定されて	京オリンピック・パラリンピック競技大会での危機
いる以下に掲げる4類型を対象とする。	いる以下に掲げる4類型を対象とする。	管理の視点等を盛り込んだため、区国民保護計画に
また、本計画では、世界の首都や大都市で大規		も反映)
模なテロが多く発生している状況や、国内外の注		
目が集まる2020年東京オリンピック・パラリンピ		
ック競技大会への危機管理の視点を踏まえ、緊急		
対処事態(大規模なテロ等)への対処を重視して		
いく。		

#### 新旧対照表

	改正後		現行	解説(素案の該当ページを記載)
				10ページ
政策経営部	1 被災情報の収集及び整理 <mark>体制の整備</mark> に関すること 2 報道機関への連絡態勢に関すること	政策経営 部	1 被災情報の収集及び整理に関する こと 2 報道機関への連絡態勢に関するこ と	(文言の整理)
				11ページ
地域振興 部	1 ボランティアの受入れ体制の整備に関すること 2 流通物資及び救援物資の管理並びに配給の整備に関すること 3 体育施設等の利用に関すること 4 所管施設の整備及び点検に関すること	地域振興部	1 ボランティアの受入れ体制の整備に関すること 2 流通物資及び救援物資の管理並びに配給の整備に関すること 3 所管施設の整備及び点検に関すること	(組織改正に伴う所管事務の整理)
				11ページ
健康福祉 部(北区 保健所を 除く健康 福祉部)	1 <b>要配慮者</b> の安全確保及び支援体制 (避難等)の整備に関すること 2 所管施設の整備及び点検に関する こと	健康福祉 部(北区 保健所を 除く健康 福祉部)	1 <mark>要援護者</mark> の安全確保及び支援体制 (避難等)の整備に関すること 2 所管施設の整備及び点検に関する こと	(都国民保護計画の変更に則した用語の整理)
(削除)		子ども家庭部	1 保育園・児童館等の児童の避難に 関すること 2 所管施設の整備及び点検に関する こと	11ページ (組織改正に伴う部署の整理)
				11ページ
まちづく り部	1 所管施設の整備及び点検に関すること	まちづく り部	1 堤防、道路、橋梁等の点検、整備に関すること	(組織改正に伴う所管事務の整理)

	改正後	現行	解説(素案の該当ページを記載)
土木部	1 堤防、道路、橋梁等の点検、整備に関すること 2 応急資材及び労力の確保に関すること 3 道路等占有物件の対策に関すること 4 水防活動に関すること 5 河川の流木対策に関すること 6 所管施設の整備及び点検に関すること	2 応急資材及び労力の確保に関する こと 3 道路等占有物件の対策に関すること 4 水防活動に関すること 5 河川の流木対策に関すること 6 所管施設の整備及び点検に関する こと	
教育委員 会事務局 教育振興 部	1 幼稚園、小学校及び中学校の児童 及び生徒の避難に関すること 2 所管施設の整備及び点検に関する こと	教育委員1 幼稚園、小学校及び中学校の児童会事務局及び生徒の避難に関すること2 体育施設等の利用に関すること3 所管施設の整備及び点検に関することこと	11ページ (組織改正に伴う所管事務の整理) (組織改正に伴う部署の整理)
教育委員 会事務局 子ども未 来部	1 保育園・児童館等の児童の避難に 関すること 2 所管施設の整備及び点検に関する こと	(新規)	

	-1 -16			
改正後			現行	解説(素案の該当ページを記載)
				11ページ
【参考】東京消防庁(消防署)における平素の業務(削			庁(消防署)における平素の業務	(文言の整理)
除)		(都国民保護計画:	<b>抜粋)</b>	
機関の名称	平 素 の 業 務	機関の名称	平 素 の 業 務	
東京消防庁	1 消防活動体制の整備に関す	東京消防庁	1 消防活動体制の整備に関す	
第五消防方面	ること	第五消防方面	ること	
本部	2 通信体制の整備に関するこ	本部	2 通信体制の整備に関するこ	
王子消防署	ک	王子消防署	کے	
赤羽消防署	3 情報収集・提供体制の整備	赤羽消防署	3 情報収集・提供体制の整備	
滝野川消防	に関すること	滝野川消防	に関すること	
署	4 消防団に関すること	署	4 消防団に関すること	
	5 装備・資機材の整備に関す		5 装備・資機材の整備に関す	
	ること		ること	
	6 特殊標章の交付・管理に関		6 特殊標章の交付・管理に関	
	すること(※)		すること(※)	
	7 生活関連等施設、危険物質		7 生活関連等施設、危険物質	
	等(消防法に関するものに限		等(消防法に関するものに限	
	る。)取扱所の安全化対策に関		る。)取扱所の安全化対策に関	
	すること		すること	
	8 事業所に対する避難等自主		8 事業所に対する避難等自主	
	防災体制の指導に関すること		防災体制の指導に関すること	
	9 避難住民の臨時の収容施設		9 避難住民の臨時の収容施設	
	等に関する基準に関すること		等に関する基準に関すること	
	10 都民の防災知識の普及及び		10 都民の防災知識の普及及び	
	防災行動力の向上に関すること		防災行動力の向上に関すること	
※東京消防庁職員	及び特別区の消防団員に限る。	※東京消防庁職員	及び特別区の消防団員に限る。	
(2) 24時間即応	(2) 24時間即応体制の確保		体制の確保	12ページ
区は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推		区は、武力攻撃等な	が発生した場合において、事態の推	(危機管理室長用待機用住宅の廃止に伴い削除)
移に応じて速やか	に対応する必要があるため、東京消	移に応じて速やか	に対応する必要があるため、東京消	
	の間で構築されている情報連絡体制			
	見在の災害警戒態勢(東京都北区災			
	る宿日直勤務規程)を活用し、24			

改正後	現行	解説(素案の該当ページを記載)
時間即応可能な体制の強化を図る。	用待機用住宅)を活用し、24時間即応可能な体制の	
→ /// → 1 1 // → 1 1 // → 1 1 // →	強化を図る。	40.0.22
③ 区災害対策本部体制	④ 区災害対策本部体制	12ページ (13ページ表【職員参集基準】と一致させるため順序
		(13ペーン衣【職員参集基準】と一致させるだめ順序を整理)
<ul><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li><li>■</li></ul>		2 年年)
		 (13ページ表【職員参集基準】と一致させるため順序
		を整理)
③ 区災害対策本部体制		13ページ
④ 区国民保護対策本部体制	④ 区災害対策本部体制	(12ページ表【事態の状況に応じた初動体制の確立】
(火) 工工供收益 (大田至山 フィッグ *** *** *** *** *** *** *** *** *** *		と一致させるため順序を整理)
(※)配偏態勢(初動及の第1~3次非常配偏態勢)については、「東京都北区勤務時間内の災害等に対応	(※)配備態勢(初動及び第1~3次非常配備態勢) については 西郷等で定める	(3ペーン (要綱の正式名称を記載)
する非常配備態勢に関する要綱」等で定める。	(こう)・(は、女綱寺(足のる。	(女神の正八石かで山戦)
【区対策本部長、区対策副本部長、区対策本部員(	部長)及び危機管理室長の代替職員】	14ページ
新旧対照表 別表2 (36ページ参照)		(副区長の体制変更を反映)
		(根拠規則の記載を追記)
		14ページ
名 称 住 所	名 称 住 所	(施設名称を正式なものに修正)
第1順位 東京都北 西ケ原2-1-6	第1順位 区防災セ 西ヶ原2-1-6	(住所表示を修正)
区防災セ	ンター	
ンター	第2順位 北とぴあ 王子1-11-1	
第2順位 北とぴあ 王子1-11-1	第3順位 滝野川会 西ヶ原1-23-3	
第3順位 滝野川会 西ケ原1-23-3	館	
館	赤羽会館 赤羽南1-13-1	
赤羽会館 赤羽南 1 一 1 3 一 1		
(7) 職員の所掌事務	(7) 職員の所掌事務	14ページ
	<b>区は、(3)①~④の体制ごとに、参集した職員の行</b>	(根拠要綱を修正)
	うべき所掌事務については、参集基準を定める要綱等	
基本指針等で規定する。	で規定する。	
(2) 医療機関との連携	(2) 医療機関との連携	18ページ

改正後	現行	解説(素案の該当ページを記載)
(省略)	(省略)	(法人制度の変更に伴う修正)
また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう	また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう	(仏八間及の及文に仕り形正)
(公財)日本中毒情報センター等の専門的な知見を		
有する機関との連携に努める。	する機関との連携に努める。	
		18ページ
区は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避	* * * * * * * * * * * * * * * * * * * *	
難住民の運送等について必要な協力が得られるよ	難住民の運送等について必要な協力が得られるよ	(展生物問題之下)
う、防災のために締結されている協定の見直しを行		
うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図	うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図	
5.	5.	
(削除)	【関係機関との協定一覧】	
	協定一覧及び協定内容については、資料編 7-1	
	頁以降に掲載する。	
(4) 事業所等との連携	(4) 事業所等との連携	18ページ
区は、都及び関係機関と協力し、区内の事業所に	また、区は、都及び関係機関と協力し、区内の事	(文言の整理)
おける武力攻撃事態等の観点を交えた防災対策へ	業所における武力攻撃事態等の観点を交えた防災	
の取組みに支援を行うよう努めるとともに、民間企	対策への取組みに支援を行うよう努めるとともに、	
業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携	民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークと	
の確保を図る。	の連携の確保を図る。	
(1) 非常通信体制の整備	(1) 非常通信体制の整備	19ページ
区は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制	区は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制	(区国民保護計画策定以降に配備・運用されたシステ
の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図る	の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図る	ムについて追記)
ものとし、自然災害その他の非常時における通信の		
円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、	円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、	
地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成され	地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成され	
た非常通信協議会との連携に十分配慮する。	た非常通信協議会との連携に十分配慮する。	
また、国からの迅速な情報通信の確保のため、緊		
急情報ネットワークシステム(Em-Net)、全		
国瞬時警報システム(J-ALERT)を活用する。		
	・国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、	
ホームページ、SNS、広報車両等を活用するととも		(広報媒体の追記)
に、高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際		
し援護を要する者及びその他通常の手段では情報の	その他通常の手段では情報の入手が困難と考えられ	

改正後	現行	解説(素案の該当ページを記載)
入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達で	2-11	Aller Older Man
	行い、体制の整備を図る。	
(2) 防災行政無線の整備	·	21ページ
区は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容	区は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容	- - - (J-ALERT配備が完了しているため「開発・整
の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無	の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無	
線の整備を図る。	線の整備を図る。	
(削除)	同報系防災行政無線の整備にあたっては、国によ	
	る全国瞬時警報システム(J-ALERT)(*)の開発・	
	整備の検討を踏まえる。	
(3) 警察との連携	(3) 警察との連携	21ページ
区は、武力攻撃事態等において、区民に対する警	区は、武力攻撃事態等において、区民に対する警	(関係団体の組織について整理)
報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、警	報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、警	
察との協力体制を構築する。また、必要に応じて東		
京海上保安部との協力体制を構築する。	上保安部等(海上保安監部、海上保安部、海上保安	
	航空基地及び海上保安署(これらの事務所がない場	
	合には管区海上保安本部)をいう。以下同じ。) と	
	の協力体制を構築する。	
1. / 2 / 1. / 1. / 1. / 1. / 1. / 1. / 1	( ) > ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (	22ページ
区は、安否情報(以下参照)を円滑に収集、整理、		(安否情報システムは、現在、国により運用されてい
報告及び提供することができるよう、安否情報の収		
集、整理及び提供の責任者をあらかじめ定め、必要		
な研修・訓練を行っておくものとする。	な研修・訓練を行っておくものとする。	
また、都と安否情報の収集・回答部署、責任者等		
の情報を共有するなど、相互の協力体制を確保す	の情報を共有するなど、相互の協力体制を確保す	
3.	3.	
(削除)	なお、現在国において、安否情報の収集、整理及	
	び提供に関してのシステム検討を行い、それに伴う	
	開発を実施中であり、平成19年度より新システム	
	を運用する予定となっているので、それに合わせた	
【収集・報告すべき情報】	体制を整備していく。 【収集・報告すべき情報】	22ページ
	LVOK IMA / CHITIM	22ペーシ   (安否情報省令の改正に伴う修正)
1 避難住民(負傷した住民も同様)	1 避難住民(負傷した住民も同様)	(久口用我有刀の以上に片ノ修止/
① 氏名	<ul><li>① 氏名</li></ul>	

改正後	現行	解説(素案の該当ページを記載)
② フリガナ		
③ 出生の年月日	② 出生の年月日	
④ 男女の別	③ 男女の別	
⑤ 住所(郵便番号を含む。)	4 住所	
⑥ 国籍(日本国籍を有しない者に限る。)	⑤ 国籍(日本国籍を有しない者に限る。)	
⑦ ①~⑥のほか、個人を識別するための情報(前	⑥ ①~⑤のほか、個人を識別するための情報(前	
各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合	各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合	
において、当該情報に代えて個人を識別すること	において、当該情報に代えて個人を識別すること	
ができるものに限る。)	ができるものに限る。)	
⑧ 負傷(疾病)の該当	⑦ 負傷や疾病の有無	
9 負傷又は疾病の状況	8 負傷又は疾病の状況	
⑩ 現在の居所	9 現在の居所	
<ul><li>① 連絡先その他必要情報</li></ul>	⑩ 連絡先その他安否の確認に必要と認められる	
	情報	
② 親族・同居者への回答の希望	⑪ 安否情報の提供に係る同意の有無等	
③ 知人への回答の希望		
④ 親族・同居者・知人以外の者からの照会に対す		
る回答又は公表の同意		
2 死亡した住民	2 死亡した住民	
(上記①~ <del>⑦</del> に加えて)	(上記①~ <mark>⑥、⑩</mark> に加えて)	
⑧ 死亡の日時、場所及び状況	⑫ 死亡の日時、場所及び状況	
⑨ 遺体が安置されている場所	③ 死体の安置場所	
⑩ 連絡先その他必要情報		
⑪ ①~⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照	⑩ 安否情報の提供に係る配偶者等の同意の有無	
会に対する回答への同意	等	

改正後	現行	解説(素案の該当ページを記載)
《被災情報の収集・報告系統》		24ページ
新旧対照表 別表3 (37ページ参照)	(組織改正に伴う部署の整理)	
(削除)	(2) 交付要綱の作成	25ページ
	区長は、国の定める「赤十字標章等及び特殊標章等に	(要綱作成済みのため文言の削除)
	係る事務の運用に関するガイドライン」に基づき、具	
	体的な交付要綱を作成する。	
(2) 特殊標章等の作成・管理	(3) 特殊標章等の作成・管理	25ページ
区は、東京都北区の特殊標章及び身分証明書に関する	区は、 <mark>特殊標章等の交付要綱</mark> に基づき、必要となる特	(要綱の正式名称を記載)
交付要綱(18北総危第203号平成19年3月6日区長決裁)	殊標章等を作成するとともに、交付する必要が生じた	
に基づき、必要となる特殊標章等を作成するととも	場合に迅速に交付できるよう適切に管理する。	
に、交付する必要が生じた場合に迅速に交付できるよ		
う適切に管理する。		
1 研修	1 研修	26ページ
(省略)	(省略)	(関係団体の組織について整理)
(3) 外部有識者等による研修	(3) 外部有識者等による研修	
区は、職員等の研修の実施に当たっては、都、	区は、職員等の研修の実施に当たっては、都、	
自衛隊、警視庁、東京消防庁、東京海上保安部の	自衛隊、警視庁、東京消防庁、 <mark>海上保安庁等</mark> の職	
職員及び学識経験者等を講師に招くなど、外部の	員及び学識経験者等を講師に招くなど、外部の人	
人材についても積極的に活用する。	材についても積極的に活用する。	
2 訓練	2 訓練	26ページ
(1) 区における訓練の実施	(1) 区における訓練の実施	(関係団体の組織について整理)
区は、近隣区(埼玉県の隣接市を含む)、都、国	区は、近隣区(埼玉県の隣接市を含む)、都、国	
等関係機関と共同するなどして、区民、地域の団	等関係機関と共同するなどして、区民、地域の団	
体及び事業者の自発的な参加を得て、国民保護措	体及び事業者の自発的な参加を得て、国民保護措	
置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等にお	置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等にお	
ける対処能力の向上を図る。	ける対処能力の向上を図る。	
訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定	訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定	
し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノ	し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノ	
ウハウを活用するとともに、警察、消防、東京海		
上保安部、自衛隊等との連携を図る。	安部等、自衛隊等との連携を図る。	
	② 国民保護措置についての訓練の実施においては、	
区民の避難誘導や救援等に当たり、町会・自治会の協		(都国民保護計画の変更に則した用語の整理)
力を求めるとともに、特に高齢者、障害者その他特に	力を求めるとともに、特に高齢者、障害者その他特に	

改正後	現行	解説(素案の該当ページを記載)
配慮を要する者 (要配慮者) への的確な対応が図られ	配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意	
るよう留意する。	する。	

改正後	現行	解説(素案の該当ページを記載)
○ 避難施設のリスト (削除)	○ 避難施設のリスト (データベース策定後は、当	28ページ
(※ 避難住民の収容能力や屋内外の別について	該データベース)	(避難施設のデータベースは東京都で策定済みのた
のリスト)	(※ 避難住民の収容能力や屋内外の別について	め、文言を削除)
	のリスト)	
○ 要配慮者の避難支援プラン	○ 要援護者の避難支援プラン	28ページ
		(都国民保護計画の変更に則した用語の整理)
(3) 高齢者、障害者等要配慮者への配慮	(3) 高齢者、障害者等要援護者への配慮	29ページ
区は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、	区は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、	(都国民保護計画の変更に則した用語の整理)
障害者等自ら避難することが困難な者の避難につ	障害者等自ら避難することが困難な者の避難につ	(都の組織名称を修正)
いて、自然災害時への対応として作成している避	いて、自然災害時への対応として作成している避	
難支援プランを活用しつつ、要配慮者の避難対策	難支援プランを活用しつつ、要援護者の避難対策	
を講じる。	を講じる。	
その際、避難誘導時においては、健康福祉部を	その際、避難誘導時においては、健康福祉部を	
中心として、危機管理室などの関係部署を含めた	中心として、危機管理室などの関係部署を含めた	
横断的な「要配慮者対策班」を迅速に設置し、都	横断的な「災害時要援護者対策班」を迅速に設置	
の要配慮者対策統括部との連携した対応ができる	し、都の災害要援護者対策総括部との連携した対	
よう職員の配置に留意する。	応ができるよう職員の配置に留意する。	
2 避難実施要領のパターンの作成	2 避難実施要領のパターンの作成	29~30ページ
区は、都による支援を受け、関係機関(教育委	区は、都による支援を受け、関係機関(教育委	(関係団体の組織について整理)
員会など区の各執行機関、消防、警察、東京海上	員会など区の各執行機関、消防、警察、海上保安	
保安部、自衛隊等)と緊密な意見交換を行いつつ、	部等、自衛隊等)と緊密な意見交換を行いつつ、	
総務省消防庁が作成するマニュアル等を参考に、	総務省消防庁が作成するマニュアルを参考に、季	
季節の別(特に冬期間の避難方法)、観光客や昼	節の別(特に冬期間の避難方法)、観光客や昼間	
間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況、高齢	人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況、高齢者、	
者、障害者、乳幼児等の避難方法等について配慮	障害者、乳幼児等の避難方法等について配慮し、	
し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ	複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成	
作成し、訓練実施等により不断の見直しを行う。	する。	
≪緊急物資等の配送の概要≫		31ページ
新旧対照表 別表4 (38ページ参照)		(都国民保護計画の変更に則した用語の整理)

改正後	現行	解説(素案の該当ページを記載)
【生活関連等施設の種類及び所管省庁】		32ページ
新旧対照表 別表5 (39ページ参照)		(所管省庁の変更を反映)
(2) 区が管理する公共施設等における警戒	(2) 区が管理する公共施設等における警戒	33ページ
区は、その管理に係る公共施設、公共交通機関	区は、その管理に係る公共施設、公共交通機関	(関係団体の組織について整理)
等について、特に情勢が緊迫している場合等にお	等について、特に情勢が緊迫している場合等にお	
いて、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考	いて、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考	
にして、都の措置に準じて警戒等の措置を実施す	にして、都の措置に準じて警戒等の措置を実施す	
る。この場合において、警察及び東京海上保安部	る。この場合において、警察及び海上保安部等と	
との連携を図る。	の連携を図る。	
○ 区は、都が作成したパンフレット「テロや武力	○ 区は、都が作成するパンフレット等を活用し、	35ページ
攻撃から身を守るために」等を活用し、都と協力し、	都と協力し、武力攻撃事態等において区民や事業者、	(都が作成した資料について反映)
武力攻撃事態等において区民や事業者、学校等の施	学校等の施設管理者による適切な避難行動や避難誘	
設管理者による適切な避難行動や避難誘導等につい	導等について周知を図る。	
て周知を図る。	また、区は、日本赤十字社、都、消防機関などと	
また、区は、日本赤十字社、都、消防機関などと	ともに、傷病者の応急手当について普及に努める。	
ともに、傷病者の応急手当について普及に努める。		

#### 新旧対照表

改正後	現行	解説(素案の該当ページを記載)
東京都北区危機管理対応基本指針	東京都北区危機管理対応指針	37ページ
		(正式名称を記載)
東京海上保安部	海上保安部等	37ページ
		(関係団体の組織について整理)
⑥ 本部の代替機能の確保	⑥ 本部の代替機能の確保	40ページ
区は、区役所庁舎が被災した場合等、区対策	区は、区役所庁舎が被災した場合等、区対策	(参照ページの修正)
本部を区役所庁舎内に設置できない場合は、前	本部を区役所庁舎内に設置できない場合は、前	
掲14頁の本部代替機能の確保の順位にしたが	掲15頁の本部代替機能の確保の順位にしたが	
い区対策本部を予備施設に設置する。なお、事	い区対策本部を予備施設に設置する。なお、事	
態の状況に応じ、区長の判断により順位を変更	態の状況に応じ、区長の判断により順位を変更	
することができる。	することができる。	
		41ページ
区対策本部員	区対策本部員	(組織改正に伴う部署の整理)
(政策経営部長)	(政策経営部長)	
(総務部長)	(総務部長)	
(地域振興部長)	(地域振興部長)	
(区民部長)	(区民部長)	
(生活環境部長)	(生活環境部長)	
(健康福祉部長)	(健康福祉部長)	
(北区保健所長)	(北区保健所長)	
(まちづくり部長)	(子ども家庭部長)   (まちづくり部長)	
(土木部長)	(まり*ノ、り部女)	
(会計管理室長)	(会計管理室長)	
(教育委員会事務局教育	(教育委員会事務局次長)	
振興部長)	(教育改革担当部長)	
(教育委員会事務局子ど	(区議会事務局長)	
も未来部長)	(王子消防署副署長)	
(区議会事務局長)	(赤羽消防署副署長)	
(王子消防署副署長)	(滝野川消防署副署長)	
(赤羽消防署副署長)		
(滝野川消防署副署長)		

<u></u>
区対策各部
国民保護政策経営部
国民保護総務部
国民保護地域振興部
国民保護区民部
国民保護生活環境部
国民保護健康福祉部
国民保護医療衛生部
国民保護まちづくり部
国民保護土木部
国民保護会計管理室
国民保護教育委員会事務
局教育振興部
国民保護教育委員会事務

#### 区対策各部

国民保護政策経営部

国民保護総務部

国民保護地域振興部

国民保護区民部

国民保護生活環境部

国民保護健康福祉部

国民保護医療衛生部

国民保護子ども家庭部

国民保護まちづくり部

国民保護会計管理室

国民保護教育委員会事務局

国民保護区議会事務局

41ページ

(組織改正に伴う部署の整理)

構	成	員
区長		

副区長、教育長

局子ども未来部

国民保護区議会事務局

保護本部を構成する部の部長、危機管理室

王子消防署副署長、赤羽消防署副署長、滝 野川消防署副署長

危機管理室長

危機管理課長、防災課長、広報課長

監查事務局長、選挙管理委員会事務局長、 北区組織規程第9条4項で規定する副参事 (医療職は除く。)

危機管理課職員、防災課職員、広報課職員、 監查事務局職員、選挙管理委員会事務局職

構 成 員 区長

副区長、教育長

保護本部を構成する部の部長、教育改革担 当部長、危機管理室長

王子消防署副署長、赤羽消防署副署長、滝 野川消防署副署長

危機管理室長

危機管理課長、防災課長、広報課長

監查事務局長、選挙管理委員会事務局長、 北区組織規程第9条4項で規定する副参事 (医療職は除く。)

危機管理課職員、防災課職員、広報課職員、 監查事務局職員、選挙管理委員会事務局職 42ページ

(組織改正に伴う役職の削除)

員及び区長が区の職員の中から指名した者	員及び区長が区の職員の中から指名した者	
部長が指名する職員	部長が指名する職員	
【各部における武力攻撃事態の分掌事務】 新旧対照表 別表6(40~42ページ参照)		44~46ページ (組織改正に伴う所管事務の整理) (組織改正に伴う部署の整理)
武力攻撃事態等における東京消防庁 (消防署) の 業務	武力攻撃事態等における東京消防庁(消防署)の 業務( <mark>都国民保護計画抜粋</mark> )	46ページ (文言の整理)
② 広報手段     広報誌、テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、ホームページやSNS等のほか様々な広報手段を活用して、区民等に迅速に提供できる体制を整備する。     (省略)	<ul> <li>② 広報手段     広報誌、テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、インターネットホームページ等のほか様々な広報手段を活用して、区民等に迅速に提供できる体制を整備する。     (省略)</li> <li>④ 関係する報道機関への情報提供     【関係報道機関一覧】(資料編 4-2頁に掲載)</li> </ul>	47ページ (広報媒体の修正・追記) (資料編整理に伴い、参照文言を整理)
(2) 国・都の現地対策本部との連携 区は、国・都の現地対策本部が設置された場合 は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と 緊密な連携を図る。また、国の現地対策本部長が 武力攻撃事態等合同対策協議会(*)を開催する場 合には、区対策本部として当該協議会へ参加し、 国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に 努めるものとする。	(2) 国・都の現地対策本部との連携 区は、国・都の現地対策本部が設置された場合 は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と 緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると 判断される場合には、必要に応じて、都・国と調 整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報 交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運 用を行う。	50ページ (国の「国民保護に関する基本指針」において、 武力攻撃事態等合同対策協議会の開催が明記され ているため、その内容を反映)
(*) 国の現地対策本部長は、国民保護措置に関する情報を交換し、それぞれの実施する国民保護措置について相互に協力するため、必要に応じ、現地対策本部と関係地方公共団体の国民保護対策本部等による武力攻撃事態等合同対策	(新規)	50ページ・脚注 (武力攻撃事態等合同対策協議会に関する説明を 追記)

#### 協議会を開催するものとされている。

- ① 区長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、都知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣要請を行うよう求める(国民保護等派遣)。また、通信の途絶等により都知事に対する自衛隊の部隊等の派遣要請の求めができない場合は、努めて自衛隊東京地方協力本部長又は区国民保護協議会委員たる隊員を通じて、陸上自衛隊にあっては東部方面総監、海上自衛隊にあっては横須賀地方総監、航空自衛隊にあっては航空指揮群司令を介し、防衛大臣に連絡する。
- ① 区長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、都知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣要請を行うよう求める(国民保護等派遣)。また、通信の途絶等により都知事に対する自衛隊の部隊等の派遣要請の求めができない場合は、努めて東京地方協力本部長又は区国民保護協議会委員たる隊員を通じて、陸上自衛隊にあっては東部方面総監、海上自衛隊にあっては横須賀地方総監、航空自衛隊にあっては航空指揮群司令を介し、防衛大臣に連絡する。

#### 51ページ

(関係団体の組織について整理)

改正後	現行	解説(素案の該当ページを記載)
(3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障	(3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障	57ページ
害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、	害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、	(都国民保護計画の変更に則した用語の整理)
具体的には、 <mark>要配慮者</mark> について、危機管理室・健康	   具体的には、 <mark>要援護者</mark> について、危機管理室・健康	
福祉部との連携の下で避難支援プランを活用する	福祉部との連携の下で避難支援プランを活用する	
など、要配慮者に迅速に正しい情報が伝達され、避	など、 <mark>要援護者</mark> に迅速に正しい情報が伝達され、避	
難などに備えられるような体制の整備に努める。	難などに備えられるような体制の整備に努める。	
(1) 避難実施要領の策定	(1) 避難実施要領の策定	59ページ
① 区長は、避難の指示を受けた場合は、平素に策	① 区長は、避難の指示を受けた場合は、平素に策	(関係団体の組織について整理)
定しておいた避難実施要領のパターンを参考に	定しておいた避難実施要領のパターンを参考に	
しつつ、各執行機関、都、警視庁(警察署)、東	しつつ、各執行機関、都、警視庁(警察署)、東	
京消防庁(消防署)、東京海上保安部、自衛隊等	京消防庁(消防署)、 <mark>海上保安部等</mark> 、自衛隊等の	
の関係機関の意見を聴いた上で、避難の指示の内	関係機関の意見を聴いた上で、避難の指示の内容	
容に応じた避難実施要領を的確かつ迅速に策定	に応じた避難実施要領を的確かつ迅速に策定す	
する。	る。	
その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指	その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指	
示後速やかに行えるようその迅速な作成に留意	示後速やかに行えるようその迅速な作成に留意	
する。	する。	
⑥ 要配慮者の避難方法の決定(避難支援プラン、災	⑥ <mark>要援護者</mark> の避難方法の決定(避難支援プラン、災	60ページ
害時 <mark>要配慮者</mark> 対策班の設置)	害時 <mark>要援護者</mark> 対策班の設置)	(都国民保護計画の変更に則した用語の整理)
(4)国の対策本部長による利用指針の調整	(4)国の対策本部長による利用指針の調整	60ページ
区長は、自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実	○ 区長は、自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の	(記号○の削除)
施について、道路、港湾施設、飛行場施設等におけ	実施について、道路、港湾施設、飛行場施設等にお	
る利用のニーズが競合する場合には、国の対策本部	ける利用のニーズが競合する場合には、国の対策本	
長による「利用指針」の策定に係る調整が開始され	部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始さ	

改正後	現行	解説(素案の該当ページを記載)
るように、都を通じて、国の対策本部に早急に現場	> - 7 .	肝肌 (示米・ババコ・・・ンとに戦)
の状況等を連絡する。	場の状況等を連絡する。	
この場合において、区長は、都を通じた国の対策		
本部長による意見聴取(武力攻撃事態等における特		
定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等)	特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項	
及び国の対策本部長からの情報提供の求め(同法第		
6条第4項等)に適切に対応できるよう、避難の現		
状、施設の利用の必要性や緊急性等について、区の	の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、	
意見や関連する情報をまとめる。	区の意見や関連する情報をまとめる。	
(6) 高齢者、障害者等 <mark>要配慮者</mark> への配慮	(6) 高齢者、障害者等 <mark>要援護者</mark> への配慮	62ページ
区長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うた		(都国民保護計画の変更に則した用語の整理)
め、要配慮者対策班を設置し、都要配慮者対策統括		
部と連携しつつ、社会福祉協議会、民生委員、介護	l ·	
保険制度関係者、障害者団体等と協力して、要配慮		
者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとす		
る。	うものとする。	
なお、要配慮者の避難に関して、区は、避難場所、 避難所等の拠点までの運送を支援する。	なお、要援護者の避難に関して、区は、避難場所、 避難所等の拠点までの運送を支援する。	
・当初の避難実施要領の策定に当たっては、法定事	・当初の避難実施要領の策定に当たっては、法定事項	64 ^° — 3 °
項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内	を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容で	
容で作成する。その後、避難所に避難させる場合の	作成する。その後、避難所に避難させる場合の同要領	
同要領の策定は、各執行機関、都、警視庁 (警察署)、	の策定は、各執行機関、都、警視庁(警察署)、東京	
東京消防庁(消防署)、東京海上保安部、自衛隊等の	消防庁(消防署)、 <mark>海上保安部等</mark> 、自衛隊等の関係機	
	関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏	
助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要	まえて、避難の方法を策定することが必要となる。	
となる。		67 *°
新旧対照表 別表7 (43ページ参照)		67ページ (都国民保護計画の変更に則した用語の整理)
如口牡网末。即末0(44 °°、3~40)		( ( ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )
新旧対照表 別表8(44ページ参照)		(都国民保護計画の変更に則した用語の整理)

改正後	現行	解説(素案の該当ページを記載)
3 救援の程度及び方法の基準	3 救援の程度及び方法の基準	69ページ
		(所管省庁及び担当大臣の変更を反映)
区長は、「武力攻撃事態等における国民の保護の	   区長は、「武力攻撃事態等における国民の保護の	
ための措置に関する法律による救援の程度及び方	ための措置に関する法律による救援の程度及び方	
法の基準」(平成25年内閣府告示第229号。以		
下「救援の程度及び基準」という。)及び都国民保		
護計画の内容に基づき救援の措置を行う。	国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。	
区長は、「救援の程度及び基準」によっては救援		
の適切な実施が困難であると判断する場合には、都		
知事に対し、 <mark>内閣総理大臣</mark> に特別な基準の設定につ		
いての意見を申し出るよう要請する。	いての意見を申し出るよう要請する。	50 ° 3°
4 救援の内容	4 救援の内容	70ページ
		(新規項目として記載)
(1) 収容施設の供与	(1) 収容施設の供与	
① 避難所	① 避難所	
ア 避難所・二次避難所の開設、運営	ア 避難所・二次避難所の開設、運営	
区は、北区が避難先地域となった場合、都	区は、北区が避難先地域となった場合、都	
との調整に基づき、区内に避難所を開設す	との調整に基づき、区内に避難所を開設す	
る。	る。	
(都があらかじめ指定する大規模な施設	(都があらかじめ指定する大規模な施設	
を避難所とする場合は都が開設)	を避難所とする場合は都が開設)	
女性や要配慮者の視点に配慮した避難所	(新規)	
運営に努める。		
② 応急仮設住宅等の設置、運営	② 応急仮設住宅等の設置、運営	71ページ
区は、避難が長期に及ぶ場合や復帰後も本来の住	区は、避難が長期に及ぶ場合や復帰後も本来の住	(都国民保護計画の変更に則した用語の整理)
居が使用できない場合などにおいて、都が設置する	居が使用できない場合などにおいて、都が設置する	
応急仮設住宅等に関し、入居者の募集、選定及び入	長期避難住宅及び応急仮設住宅に関し、入居者の募	
居者管理を行う。	集、選定及び入居者管理を行う。	
③ 患者の搬送		72ページ
区は都と協力し、被災現場や避難場所・避難所が		(都国民保護計画の変更に則した用語の整理)

安正後  ら医療教護所まで患者を搬送する。 医療教護所から災害拠点病院等の医療施設への 患者搬送については、都と連携して実施する。 なお、医療施設への搬送は、状況に応じて次により行うものとする。  (8) 学用品の給与 区は、被災により教科書、文房具、通学用品等の学用品を失った児童・生徒について、支給すべき必要量を把握し都に報告する。 区は、都が区の報告に基づき一括して調達した学用品を配付する。なお、都が、必要があると認めるとは、金銭の支給に代えて行う。 (9) 行方不明者の捜索及び死体の取扱い 区は、警視庁、東京消防庁が中心となって行う行方不明者の捜索及び死体の取扱い 区は、警視庁、東京消防庁が中心となって行う行方不明者の捜索に協力する。
医療救護所から災害拠点病院等の医療施設への 患者搬送については、都と連携して実施する。 なお、医療施設への搬送は、状況に応じて次により行うものとする。  (8) 学用品の給与 区は、被災により教科書、文房具、通学用品等の 学用品を失った児童・生徒について、支給すべき必要量を把握し都に報告する。 区は、都が区の報告に基づき一括して調達した学用品を配付する。なお、都が、必要があると認めるとさは、金銭の支給に代えて行う。 (9) 行方不明者の捜索及び死体の取扱い 区は、警視庁、東京消防庁が中心となって行う行方不明者の捜索に協力する。  医療救護所から災害拠点病院等の後方医療施設への機送は、状況に応じて次により行うものとする。 (8) 学用品の給与 区は、被災により教科書、文房具、通学用品等の学用品等の学用品を失った児童・生徒について、供与すべき必要量を把握し都に報告する。 区は、都が区の報告に基づき一括して調達した学用品を配付する。 ときは、金銭の支給に代えて行う。 (9) 行方不明者の捜索及び死体の取扱い 区は、警視庁、東京消防庁が中心となって行う行方不明者の捜索とび死体の処理 区は、警視庁、東京消防庁が中心となって行う行方不明者の捜索と協力する。 (4) アンページ とは、都国民保護計画の変更に則した用語の整理) 72ページ とは、警視庁、東京消防庁が中心となって行う行方不明者の捜索と協力する。
思者搬送については、都と連携して実施する。 なお、医療施設への搬送は、状況に応じて次により行うものとする。  (8) 学用品の給与 区は、被災により教科書、文房具、通学用品等の 学用品を失った児童・生徒について、支給すべき必要量を把握し都に報告する。 区は、都が区の報告に基づき一括して調達した学用品を配付する。なお、都が、必要があると認めるときは、金銭の支給に代えて行う。 (9) 行方不明者の捜索及び死体の取扱い区は、警視庁、東京消防庁が中心となって行う行方不明者の捜索に協力する。  思者搬送については、都と連携して実施する。 なお、後方医療施設への搬送は、状況に応じて次により行うものとする。  (8) 学用品の給与 区は、被災により教科書、文房具、通学用品等の学用品等の学用品を失った児童・生徒について、供与すべき必要量を把握し都に報告する。 区は、都が区の報告に基づき一括して調達した学用品を配付する。 ときは、金銭の支給に代えて行う。 (9) 行方不明者の捜索及び死体の取扱い区は、警視庁、東京消防庁が中心となって行う行方不明者の捜索に協力する。
なお、医療施設への搬送は、状況に応じて次により行うものとする。  (8) 学用品の給与 区は、被災により教科書、文房具、通学用品等の学用品を失った児童・生徒について、支給すべき必要量を把握し都に報告する。 区は、都が区の報告に基づき一括して調達した学用品を配付する。なお、都が、必要があると認めるときは、金銭の支給に代えて行う。 (9) 行方不明者の捜索及び死体の取扱い区は、警視庁、東京消防庁が中心となって行う行方不明者の捜索に協力する。
(8) 学用品の給与 区は、被災により教科書、文房具、通学用品等の 学用品を失った児童・生徒について、支給すべき必要量を把握し都に報告する。 区は、都が区の報告に基づき一括して調達した学用品を配付する。なお、都が、必要があると認めるときは、金銭の支給に代えて行う。 (9) 行方不明者の捜索及び死体の取扱い 区は、警視庁、東京消防庁が中心となって行う行方不明者の捜索に協力する。 (8) 学用品の給与 区は、被災により教科書、文房具、通学用品等の 学用品を失った児童・生徒について、供与すべき必要量を把握し都に報告する。 区は、都が区の報告に基づき一括して調達した学用品を配付する。 ときは、金銭の支給に代えて行う。 (9) 行方不明者の捜索及び死体の処理 区は、警視庁、東京消防庁が中心となって行う行方不明者の捜索に協力する。 (8) 学用品の給与 区は、被災により教科書、文房具、通学用品等の 学用品を表の表示で表示で表示で表示で表示で表示で表示で表示で表示で表示で表示で表示で表示で表
(8) 学用品の給与 区は、被災により教科書、文房具、通学用品等の 学用品を失った児童・生徒について、支給すべき必要量を把握し都に報告する。 区は、都が区の報告に基づき一括して調達した学用品を配付する。なお、都が、必要があると認めるときは、金銭の支給に代えて行う。 (9) 行方不明者の捜索及び死体の取扱い区は、警視庁、東京消防庁が中心となって行う行方不明者の捜索に協力する。
区は、被災により教科書、文房具、通学用品等の学用品等の学用品を失った児童・生徒について、支給すべき必要量を把握し都に報告する。 区は、都が区の報告に基づき一括して調達した学用品を配付する。なお、都が、必要があると認めるとさは、金銭の支給に代えて行う。  (9) 行方不明者の捜索及び死体の取扱い区は、警視庁、東京消防庁が中心となって行う行方不明者の捜索に協力する。
学用品を失った児童・生徒について、支給すべき必要量を把握し都に報告する。 区は、都が区の報告に基づき一括して調達した学用品を配付する。なお、都が、必要があると認めるときは、全銭の支給に代えて行う。  (9) 行方不明者の捜索及び死体の取扱い区は、警視庁、東京消防庁が中心となって行う行方不明者の捜索に協力する。
要量を把握し都に報告する。 区は、都が区の報告に基づき一括して調達した学用品を配付する。なお、都が、必要があると認めるときは、金銭の支給に代えて行う。  (9) 行方不明者の捜索及び死体の取扱い 区は、警視庁、東京消防庁が中心となって行う行方不明者の捜索に協力する。  (9) 行方不明者の捜索に協力する。  (9) 行方不明者の捜索に協力する。  (9) 行方不明者の捜索とび死体の処理 区は、警視庁、東京消防庁が中心となって行う行方不明者の捜索に協力する。
区は、都が区の報告に基づき一括して調達した学用品を配付する。なお、都が、必要があると認めるときは、金銭の支給に代えて行う。  (9) 行方不明者の捜索及び死体の取扱い区は、警視庁、東京消防庁が中心となって行う行方不明者の捜索に協力する。  (9) 行方不明者の捜索に協力する。  (9) 行方不明者の捜索に協力する。  (9) 行方不明者の捜索に協力する。  (9) 行方不明者の捜索に協力する。  (9) 行方不明者の捜索とび死体の処理区は、警視庁、東京消防庁が中心となって行う行方不明者の捜索に協力する。
用品を配付する。なお、都が、必要があると認める ときは、金銭の支給に代えて行う。  (9) 行方不明者の捜索及び死体の取扱い 区は、警視庁、東京消防庁が中心となって行う行 方不明者の捜索に協力する。  用品を配付する。  (9) 行方不明者の捜索及び死体の処理 区は、警視庁、東京消防庁が中心となって行う行 方不明者の捜索に協力する。  「2ページ (都国民保護計画の変更に則した用語の整理)
ときは、金銭の支給に代えて行う。 (9) 行方不明者の捜索及び死体の取扱い 区は、警視庁、東京消防庁が中心となって行う行 方不明者の捜索に協力する。 (9) 行方不明者の捜索と協力する。 (9) 行方不明者の捜索及び死体の処理 区は、警視庁、東京消防庁が中心となって行う行 方不明者の捜索に協力する。 (4) 行方不明者の捜索と協力する。 (5) 行方不明者の捜索と協力する。 (6) 行方不明者の捜索と協力する。 (7) では、警視庁、東京消防庁が中心となって行う行 方不明者の捜索に協力する。
(9) 行方不明者の捜索及び死体の <mark>取扱い</mark> (9) 行方不明者の捜索及び死体の <mark>処理</mark> 72ページ 区は、警視庁、東京消防庁が中心となって行う行 方不明者の捜索に協力する。 「クリングを関係した。 「クリングを関係した。」 「クリングを関係した。 「クリングを表し、 「クリングを、 「クリングを表し、 「クリングを、
区は、警視庁、東京消防庁が中心となって行う行 区は、警視庁、東京消防庁が中心となって行う行 (都国民保護計画の変更に則した用語の整理) 方不明者の捜索に協力する。 方不明者の捜索に協力する。
方不明者の捜索に協力する。 方不明者の捜索に協力する。
区は、警視庁等関係機関と連携して、死体収容所 区は、警視庁等関係機関と連携して、死体収容所
の開設、死体の搬送、収容及び処理等を行う。の開設、死体の搬送、収容及び処理等を行う。
区は、死体の処理の時期や場所、死体の処理方法 区は、死体の処理の時期や場所、死体の処理方法
(死体の洗浄、縫合、消毒等、一時保存及び検案等) (死体の洗浄、縫合、消毒等、一時保存及び検案等)
の措置)等について、都、警視庁等と必要な調整を の措置)等について、都、警視庁等と必要な調整を
行う。
(1) 安否情報の収集 (1) 安否情報の収集 74ページ
区は、避難住民や負傷或いは死亡した住民の安否 区は、避難住民や負傷或いは死亡した住民の安否 (資料編整理に伴い、参照文言を整理)
情報を、避難住民や医療機関などの関係機関から、情報を、避難住民や医療機関などの関係機関から、
武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告 武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告
の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続そのの方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その
他の必要な事項を定める省令(平成17年総務省令 他の必要な事項を定める省令(平成17年総務省令
第44号。以下「安否省令」という。)に規定する 第44号。以下「安否省令」という。)に規定する
様式(以下「省令様式」という。)第1号及び第2 様式(以下「省令様式」という。)第1号及び第2
号(削除)       により収集する。       号(資料編 5-3 (1)・(2) 頁参照)       により
収集する。

北江州	明仁	研説 (主安のませい。。 バナヨギ)
改正後	現行	解説 (素案の該当ページを記載) 75ページ
2 都に対する報告		
区は、都への報告に当たっては、原則として、「武	区は、都への報告に当たっては、原則として、省	(国による安否情報システム導入が完了しているた
力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システ	令様式第3号(資料編 5-3(3) 頁参照)に必	(\(\frac{1}{2}\) \(\frac{1}{2}\) \(\frac{1}{2
ム」(以下「安否情報システム」という。) への入		
力で行い、安否情報システムを利用できない場合に		
は、省令様式第3号(削除)に必要事項を記載した		
書面(電磁的記録を含む。)により都に送付する。	頭や電話などでの報告を行う。	
ただし、事態が急迫している場合などこれらの方法		
によることができない場合は、口頭や電話などでの		
報告を行う。		
② 区民からの安否情報の照会については、原則とし	② 区民からの安否情報の照会については、原則とし	75ページ
	て省令様式第4号(資料編 5-3(4)頁参照)	(資料編整理に伴い、参照文言を整理)
面を窓口に提出することにより受け付ける。ただ	に必要事項を記載した書面を窓口に提出すること	
し、照会をしようとする者(以下「照会者」という。)	により受け付ける。ただし、照会をしようとする者	
が、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や	(以下「照会者」という。)が、安否情報の照会を緊	
遠隔地に居住している場合など、書面の提出による		
ことができない場合は、口頭や電話、電子メールな		
どでの照会も受け付ける。	は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付	
	ける。	
	(-) (-)	75~76ページ
	① 区は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び	
整理している場合には、(2)により本人確認を行	整理している場合には、(2)により本人確認を行	
った上で、当該照会が不当な目的によるものでは	った上で、当該照会が不当な目的によるものでは	
なく、また、照会に対する回答により知り得た事	なく、また、照会に対する回答により知り得た事	
項を不当な目的に使用されるおそれがないと認	項を不当な目的に使用されるおそれがないと認	
めるときは、省令様式第5号(削除)により、当	めるときは、省令様式第5号(資料編 5-3	
該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及	(5) 頁参照) により、当該照会に係る者が避難	
び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷している	住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により	
か否かの別を回答する。	死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答す	
	る。	

改正後		解説(素案の該当ページを記載)
2 武力攻撃災害の兆候の通報(都知事への通知)	2 武力攻撃災害の兆候の通報	77ページ
	(1) 都知事への通知	(項目構成の整理)
区長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、東	区長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、	
京消防庁職員、警察官又は海上保安官から通報を	東京消防庁職員、警察官又は海上保安官から通	
受けた場合において、武力攻撃災害が発生するお	報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生	
それがあり、これに対処する必要があると認める	するおそれがあり、これに対処する必要がある	
ときは、速やかにその旨を都知事に通知する。	と認めるときは、速やかにその旨を都知事に通	
	知する。	
(*) 特に、ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合などに	(*) 特に、ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合などに	78ページ・脚注
は、住民に危険が及ぶことを防止するため、都知事に		
よる避難の指示を待ついとまがない場合もあること	よる避難の指示を待ついとまがない場合もあること	
から、 <mark>区長</mark> は、被害発生の現場からの情報を受けて、	から、 <mark>区市町村長</mark> は、被害発生の現場からの情報を受	
その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指示を	けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指	
する。	示をする。	
【屋内退避の指示(例)】	【屋内退避の指示(一例)】	79ページ
		(文言の整理)
(3) 安全の確保等	(3) 安全の確保等	80ページ (関係団体の組織について整理)
① 区長は、退避の指示を区民に伝達する区の職員	① 区長は、退避の指示を区民に伝達する区の職員	(関係団体の組織について登埋)
に対して、二次被害が生じないよう国及び都から	に対して、二次被害が生じないよう国及び都から	
の情報や区で把握した武力攻撃災害の状況、関係	の情報や区で把握した武力攻撃災害の状況、関係	
機関の活動状況等についての最新情報を共有す	機関の活動状況等についての最新情報を共有す	
るほか、警察、消防、医療機関、東京海上保安部	るほか、警察、消防、医療機関、海上保安部等及	
及び自衛隊等と現地連絡調整所等において連携	び自衛隊等と現地連絡調整所等において連携を	
を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。	密にし、活動時の安全の確保に配慮する。	
② 区の職員が退避の指示に係る地域において活	② 区の職員が退避の指示に係る地域において活	

改正後	現行	解説(素案の該当ページを記載)
動する際には、区長は、必要に応じて警察、消防、東		
京海上保安部及び自衛隊の意見を聞くなど安全確認		
を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情		
報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、		
· ·	域からの退避方法等の確認を行う。	
		81ページ
① 区長は、警戒区域の設定に際しては、区対策本部		(関係団体の組織について整理)
に集約された情報のほか、現地連絡調整所における警		
察、消防、東京海上保安部、自衛隊からの助言を踏ま		
えて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変		
化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。	態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の	
旧寺で聞よれて、自然色像の範囲の変叉寺を刊り。	変更等を行う。	
③ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、警		81ページ
察、東京海上保安部と連携して、車両及び区民が立ち		(関核団体の組織について敷理)
入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事		
態に迅速に対応できるよう現地連絡調整所等におけ		
る関係機関との情報共有にもとづき、緊急時の連絡体		
制を確保する。	き、緊急時の連絡体制を確保する。	
	② その際、区長は、必要により現地に職員を派遣	83ページ
		(関係団体の組織について整理)
都、警察、消防、医療機関、東京海上保安部、自衛隊		
等と共に現地連絡調整所を設けて、各機関の情報の共		
有、連絡調整にあたらせるとともに、区対策本部との		
連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置な行る		
置を行う。	保のための必要な措置を行う。	83ページ
	○ 区は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要と	。。、一フ (記号○の削除)
なる施設について、国の方針に基づき必要な対処が		
行えるよう、国、都その他の関係機関と連携した区	行えるよう、国、都その他の関係機関と連携した区	

改正後	現行	解説 (素案の該当ページを記載)
の対処に関して、以下のとおり定める。	の対処に関して、以下のとおり定める。	
また、警察・消防等の関係機関と協力し、生活関	○ また、警察・消防等の関係機関と協力し、生活関	
連等施設の管理者による、主体的な安全確保のため	連等施設の管理者による、主体的な安全確保のための	
の取組みを促進する。	取組みを促進する。	
(2) 区が管理する施設の安全の確保	(2) 区が管理する施設の安全の確保	83ページ
区長は、区が管理する生活関連等施設について、当	区長は、区が管理する生活関連等施設について、当	(関係団体の組織について整理)
該施設の管理者としての立場から、安全確保のために	該施設の管理者としての立場から、安全確保のために	
必要な措置を行う。	必要な措置を行う。	
この場合において、区長は、必要に応じ警視庁(警	この場合において、区長は、必要に応じ警視庁(警	
察署)、東京消防庁(消防署)、 <mark>東京海上保安部</mark> 、そ	察署)、東京消防庁(消防署)、 <mark>海上保安部長等</mark> 、そ	
の他の行政機関に対し、支援を求める。	の他の行政機関に対し、支援を求める。	
また、このほか、生活関連等施設以外の区が管理す	また、このほか、生活関連等施設以外の区が管理す	
る施設についても、生活関連等施設における対応を参	る施設についても、生活関連等施設における対応を参	
考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ず	考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ず	
<b>る。</b>	る。	
(3) 関係機関との連携	(3) 関係機関との連携	85ページ
区長は、NBC攻撃が行われた場合は、区対策本部に	区長は、NBC攻撃が行われた場合は、区対策本	(関係団体の組織について整理)
おいて、警視庁、東京消防庁、東京海上保安部、自衛	部において、警視庁、東京消防庁、 <mark>海上保安部等</mark> 、	
隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関	自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関	
の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有	係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情	
し、必要な対処を行う。	報を共有し、必要な対処を行う。	

	改正後		現行	解説(素案の該当ページを記載)
国民保護法第108	条第1項に基づく措置	国民保護法第10	8条第1項に基づく措置	86ページ
法108条第1項各号		法108条1項各号		(法律該当箇所の修正)
第1号		1号		
第2号		2号		
第3号		3号		
htte A 🗆		4 🗆		
第4号		4号		
第 5 号		5号		
Mr. c. 🗆		C -		
第6号		6 号		

改正後	現行	解説(素案の該当ページを記載)
② 区は、情報収集に当たっては警視庁(警察署)、	② 区は、情報収集に当たっては警視庁(警察署)、	88ページ
東京消防庁(消防署)、東京海上保安部との連絡	東京消防庁(消防署)、 <mark>海上保安部等</mark> との連絡を	(関係団体の組織について整理)
を密にする。	密にする。	
(3) 環境衛生の確保	(3) 食品衛生確保対策	90ページ
区は、避難先地域における飲料水の安全等環境	区は、避難先地域における食中毒等の防止をす	(都国民保護計画の変更に則した文言の整理)
衛生の確保のため、都と協力し、環境衛生指導班	るため、都と協力し、食品等の衛生確保のための	
による水の消毒の確認や避難所の環境整備のため	措置を実施する。	
の措置を実施する。	(4) 飲料水衛生確保対策	
(4) 食品衛生の確保	区は、避難先地域における感染症等の防止をす	
区は、避難先地域における食中毒等の防止をす	るため、都と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生	
るため、都と協力し、食品衛生指導班を編成する	確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上	
などして、食品等の衛生確保のための措置を実施	留意すべき事項等についての区民に対する情報提	
する。	供を実施する。	
	(5) 栄養指導対策	
	区は、避難先地域の区民の健康維持のため、栄	
	養管理、栄養相談及び指導を都と協力し実施する。	
(2) 廃棄物処理対策	(4) 疣果彻烂垤剂界	91ページ (都国民保護計画の変更に則した文言の整理)
① 区は、区地域防災計画の定めに準じて、「災	① 区は、区地域防災計画の定めに準じて、「震	(部国民床護計画の変更に則した文音の霊座)
害廃棄物対策指針」(平成26年環境省大臣官	災廃棄物対策指針」(平成10年厚生省生活衛	
房廃棄物・リサイクル対策部作成)等を参考と	生局作成)等を参考としつつ、廃棄物処理体制	
しつつ、廃棄物処理体制を整備する。	を整備する。	
(1) 被災児童生徒等に対する教育	(1) 被災児童生徒等に対する教育	92ページ (地国民(2巻)) まったま) まり、とったま)
区教育委員会は、都教育委員会と連携し、被災	区教育委員会は、都教育委員会と連携し、被災	(都国民保護計画の変更に則した文言の整理)
した児童生徒等に対する教育に支障が生じないよ	した児童生徒等に対する教育に支障が生じないよ	

改正後	現行	解説(素案の該当ページを記載)
うにするため、避難先での学習機会の確保、教科	うにするため、避難先での学習機会の確保、教科	
書の供給、被災した児童生徒に対する就学援助等	書の供給、被災による生活困窮家庭の児童生徒に	
を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する	対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が	
際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係	被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の	
機関と連携し、適切な措置を講ずる。	応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講	
	ずる。	
(2) <mark>租税等</mark> の減免等 区は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び	(2) 四月以及亚沙州及近哥	92ページ (都国民保護計画の変更に則した文言の整理)
条例の定めるところにより、区税に関する申告、	条例の定めるところにより、区税に関する申告、	
申請及び請求等の書類の提出、納付または納入に		
関する期限の延長並びに区税の減免及び徴収猶予		
の措置を災害の状況に応じて実施する。	及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。	
3 公共的施設の適切な管理	3 生活基盤等の確保 (1)公共的施設の適切な管理	92ページ (項目構成の整理)
道路及び河川管理施設の管理者として区は、	道路及び河川管理施設の管理者として区は、	
当該公共的施設を適切に管理する。	当該公共的施設を適切に管理する。	

改正後	現行	解説(素案の該当ページを記載)
1 危機管理体制の充実	1 危機管理体制の強化	97~98ページ
(1) 大規模集客施設等との連携 (省略)	(1)大規模集客施設等との連携 (省略)	(都国民保護計画の変更に則した文言の追記) (都と異なり、各警察署で発足されている「地域版 パートナーシップ」を活用する旨を記載)
(2) 「地域版パートナーシップ」による連携体制  ○区は、「テロを許さない街づくり」をスローガンに各警察署が発足している「地域版パートナーシップ」を活用し、管轄警察署、関係行政機関、民間事業者等と連携して、テロに対する危機意識の共有や大規模テロ発生時における協働対処体制の整備に取り組む。	(新規)	
(3) 医療機関、大学及び研究機関等との連携 (省略)	(2) 医療機関、大学及び研究機関等との連携 (省略)	
(4) 区が管理する施設、大規模集客施設及びライフライン施設等の危機管理の強化 (省略)	(3) 区が管理する施設、大規模集客施設及びライフライン施設等の危機管理の強化 (省略)	
2 対処マニュアルの整備	2 対処マニュアルの整備	98ページ (都国民保護計画の変更に則した文言の整理)
(1) テロ等の類型に応じた対処マニュアルの整備  ○ 区は、都が策定する「東京都大規模テロ等対処マニュアル(仮称)」及び区の特性	(1)テロ等の類型に応じた対処マニュアルの整備  ○ 区は、都が作成する各種対処マニュアル及び区の特性を踏まえ、各種対処マニュア	
を踏まえ、N (核物質)、B (生物剤)、 C (化学剤)など、テロ等の類型に応じた 初動対処の手順等を明らかにしたマニュア	ルを整備する。	

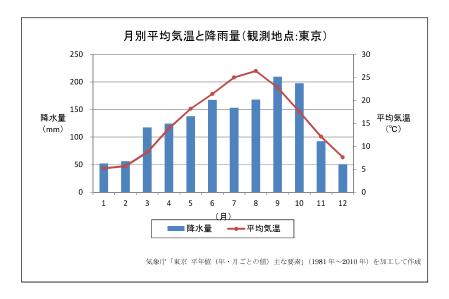
改正後	現行	解説(素案の該当ページを記載)
ルの整備に努める。		
3 警戒対応	3 警戒対応	100ページ (都国民保護計画の変更に則した文言の整理)
(省略) ○ 区は、危機情報の緊急性に応じて都が整備した「東京都管理施設テロリズム等警戒対応基準」 (平成18年決定)に準拠し、区が管理する施設における同基準を整備する。	(省略) ○ 区は、危機情報の緊急性に応じて都が整備する「警戒対応の基準」(統一した警戒レベル) に準拠し、区が管理する施設における同基準を整備する。	
② 施設管理者による危機管理体制の強化推進 ○ 区は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関 と協力し、施設管理者に対し、対処マニュアル の整備、資器材等の定期検査及び継続的な巡視 等、緊急対処事態等を念頭にした安全確保措置 を要請する。	<ul><li>② 施設管理者による危機管理体制の強化推進</li><li>○ 区は、施設管理者に対し、対処マニュアルの整備、資器材等の定期検査及び継続的な巡視等、緊急対処事態等を念頭にした安全確保措置を要請する。</li></ul>	104ページ (関係機関と協力した取り組みについて記載)
② 施設管理者による危機管理体制の強化推進 ○ 区は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関 と協力し、施設管理者に対し、対処マニュアル の整備、資器材等の定期検査及び継続的な巡視 等、緊急対処事態等を念頭にした安全確保措置 を要請する。	<ul><li>② 施設管理者による危機管理体制の強化推進</li><li>○ 区は、施設管理者に対し、対処マニュアルの整備、資器材等の定期検査及び継続的な巡視等、緊急対処事態等を念頭にした安全確保措置を要請する。</li></ul>	104~105ページ (関係機関と協力した取り組みについて記載)
<ul> <li>(2) 平素の備え</li> <li>① 災害医療体制の充実</li> <li>○ 区は、医療機関等と連携し、多数の被災者に対応できるよう、災害医療体制の整備を促進する際に進する。災害医療体制の整備を促進する際には北区災害医療コーディネーターや「東京都北区内における災害時の医療救護活動についての協定書」等による連携体制を活用する。</li> <li>② 不特定多数の人々に対する情報伝達体制の整備</li> <li>(省略)</li> </ul>	(2) 平素の備え (新規) ① 不特定多数の人々に対する情報伝達体制の整備 (省略)	105~106ページ (災害医療体制の充実について追記)
3 人心不安への対策 (省略)	② 人心不安への対策 (省略)	

改正後	現行	解説(素案の該当ページを記載)
(3) 対処上の留意事項	(3) 対処上の留意事項	106ページ
① 初動対処	① 初動対処	(都国民保護計画の変更に則した文言の整理)
○ 区は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機	○ 区は、都から派遣される緊急時放射線調査	(41)
関と連携し、速やかに警戒区域を設定すると	チーム及び警察・消防・自衛隊等関係機関と	
ともに、その域外において区民等の安全確保	連携し、速やかに警戒区域を設定するととも	
及びパニック防止のための措置を講じる。	に、その域外において区民等の安全確保及び	
y v v v v v v v v v v v v v v v v v v v	パニック防止のための措置を講じる。	
③ 医療活動	③ 医療活動	106ページ
○ 区は、都及び医療機関等と連携し、東京消防	○ 区は、都及び医療機関等と連携し、安全な場	(都国民保護計画の変更に則した文言の整理)
庁の安全管理下において東京DMATが行う除	所において除染済みの傷病者に対する緊急被ば	
染済みの傷病者に対する医療活動に協力する。	く医療活動を実施する。	
④ 汚染への対処	④ 汚染への対処	106ページ
(省略)	(省略)	(都国民保護計画の変更に則した文言の整理)
○ 区は、都及び自衛隊等関係機関が実施する避	○ 区は、都及び自衛隊等関係機関が実施する除	
難住民等(運送に使用する車両及びその乗務員	染及び汚水の処理等に協力する。	
を含む。)のスクリーニング、除染及び汚水の		
処理等に協力する。		
(2) 平素の備え	(2) 平素の備え	107ページ
① 災害医療体制の充実	(新規)	(災害医療体制の充実について追記)
○ 区は、医療機関等と連携し、多数の被災者		
に対応できるよう、災害医療体制の整備を促		
進する。災害医療体制の整備を促進する際に		
は北区災害医療コーディネーターや「東京都		
北区内における災害時の医療救護活動につい		
ての協定書」等による連携体制を活用する。		
② 隣接区市との情報連絡体制の整備	① 隣接区市との情報連絡体制の整備	
(省略)	(省略)	
③ 普及啓発	② 普及啓発	
(省略)	(省略)	
② 医療活動	② 医療活動	107ページ
○ 区は、都及び医療機関等と連携し、東京消防	○ 区は、都及び医療機関等と連携し、安全な場	(都国民保護計画の変更に則した文言の整理)
庁の安全管理下において東京DMATが行う除	所において感染者又はその疑いのある者に対す	
染済みの傷病者に対する医療活動に協力する。	る医療活動を実施する。	

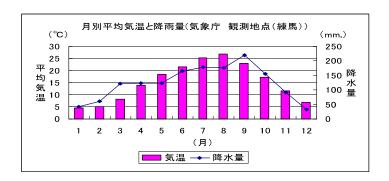
改正後	現行	解説(素案の該当ページを記載)
(2) 平素の備え	(2) 平素の備え	108ページ
① 災害医療体制の充実	(新規)	(災害医療体制の充実について追記)
○ 区は、医療機関等と連携し、多数の被災者		
に対応できるよう、災害医療体制の整備を促		
進する。災害医療体制の整備を促進する際に		
は北区災害医療コーディネーターや「東京都		
北区内における災害時の医療救護活動につい		
ての協定書」等による連携体制を活用する。		
② 不特定多数の人々に対する情報伝達体制の		
整備		
○ 区は、区が管理する施設、大規模集客施	○ 区は、区が管理する施設、大規模集客施設	
設及び繁華街等を往来する人々に対して速	及び繁華街等を往来する人々に対して速やか	
やかに情報伝達を行えるよう、防災行政無	に情報伝達を行えるよう、防災行政無線や広	
線や広報車両等の充実を図る。	報車両等の充実を図る。	
③ 医療活動	③ 医療活動	108ページ
○ 区は、都及び医療機関等と連携し、東京消防	○ 区は、都及び医療機関等と連携し、安全な場	(都国民保護計画の変更に則した文言の整理)
庁の安全管理下において東京DMATが行う除	所において除染済みの傷病者に対する医療活動	
染済みの傷病者に対する医療活動に協力する。	を実施する。	

# 新旧対照表 別表1

改正後



現行



改正後

【区対策本部長、区対策副本部長、区対策本部員(部長)及び危機管理室長の代替職員】

名 称	代替職員(第1順位)	代替職員(第2順 位)	代替職員(第3順位)
区対策本部長※	東京都北区長の職務 を代理する副区長の 順序を定める規則(平 成二十七年十二月東 京都北区規則第七十 八号)に規定する第一	東京都北区長の職務を代理する副区長の順序を定める規則に規定する第二順位の副区長	教育長
	順位の副区長		
区対策副本部長	総務部長	地域振興部長	危機管理室長
区対策本部員 (部長)※2	部庶務担当課長	課長(行政順によ る)	課長 (行政順による)
区対策本部員 (部長)※3	部庶務担当課長	課長	庶務担当課庶務担当係 長
区対策本部員 (部長)※4	課長	庶務担当係長	係長(行政順による)
危機管理室長	危機管理課長	防災課長	広報課長

<sup>※1</sup> 地方自治法第152条、東京都北区長の職務代理者指定に関する規則及び東京都 北区国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例施行規則による

※2 部に3課以上ある場合 ※3 部に2課の場合 ※4 部に1課の場合

# 新旧対照表 別表2

現行

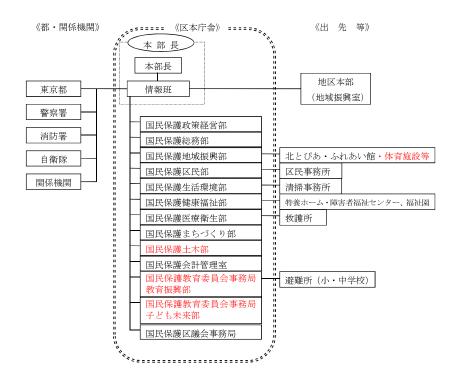
【区対策本部長、区対策副本部長、区対策本部員(部長)及び危機管理室長の代替職員】

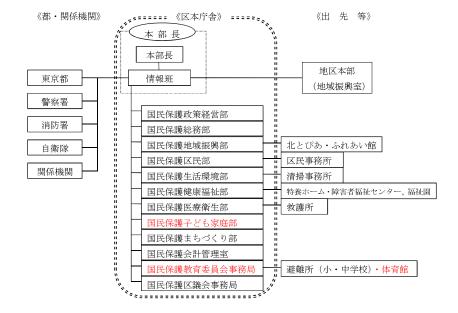
名 称	代替職員 (第1順位)	代替職員(第2順	代替職員(第3順位)
		位)	
区対策本部長※	副区長	総務部長	地域振興部長
1			
区対策副本部長	総務部長	地域振興部長	危機管理室長
区対策本部員	部庶務担当課長	課長(行政順によ	課長(行政順による)
(部長) ※2		る)	
区対策本部員	部庶務担当課長	課長	庶務担当課庶務担当係
(部長) ※3			長
区対策本部員	課長	庶務担当係長	係長(行政順による)
(部長) ※4			
危機管理室長	危機管理課長	防災課長	広報課長

<sup>※1</sup> 地方自治法第152条及び東京都北区長の職務代理者指定に関する規則による

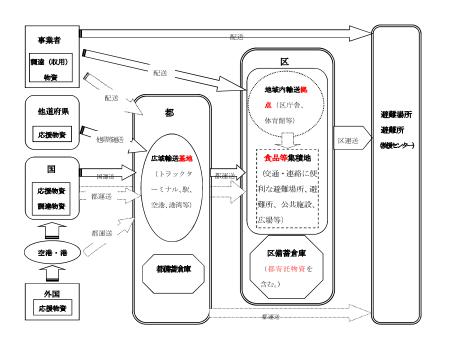
<sup>※2</sup> 部に3課以上ある場合 ※3 部に2課の場合 ※4 部に1課の場合

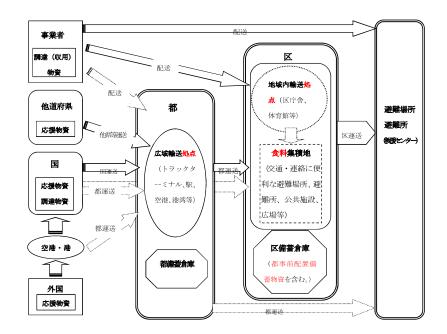
改正後 現行





改正後 現行





#### 改正後

国民保護法施行令	各号	施設・物質の種類	所管省庁名
		発電所、変電所	経済産業省
	2号	ガス工作物	経済産業省
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、	厚生労働省
		配水池	
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省
第27条	5号	電気通信事業用交換設備	総務省
372 I A	6号	放送用無線設備	総務省
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航	国土交通省
		空保安施設	
9号 ダム		国土交通省	
	10号 危険物質等(国民保護法施行令第28条		(4) の取扱所
第28条	1号	危険物	総務省消防庁
2号 毒物・劇物 (毒物及		毒物・劇物(毒物及び劇物取締法)	厚生労働省
3号		火薬類	経済産業省
	4号	高圧ガス	経済産業省
	5号	核燃料物質(汚染物質を含む。)	原子力規制委員会
6 号		核原料物質	原子力規制委員会
7号 放射性		放射性同位元素(汚染物質を含む。)	原子力規制委員会
8号 毒薬・		毒薬・劇薬(薬事法)	厚生労働省、農林水産省
	9号 電気工作物内の高圧ガス		経済産業省
	10号 生物剤、毒素		各省庁(主務大臣)
11号 毒性物質		経済産業省	

### 現行

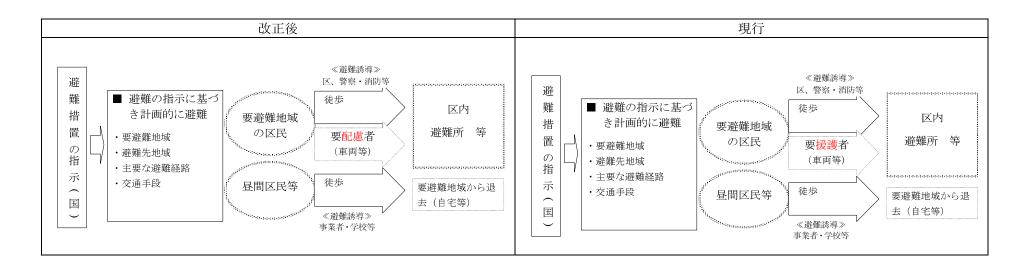
		Т		
国民保護 各号		施設・物質の種類	所管省庁名	
法施行令			/// 6 B// 'U	
	1号	発電所、変電所	経済産業省	
	2号	ガス工作物	経済産業省	
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、	厚生労働省	
		配水池		
	4 号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省	
第27条	5号	電気通信事業用交換設備	総務省	
#2 1 A	6号	放送用無線設備	総務省	
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省	
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航	国土交通省	
		空保安施設		
9号 ダム		ダム	国土交通省	
10号 危険物質等(国民保護法施行令第28条		条) の取扱所		
第28条	第28条 1号 危険物		総務省消防庁	
2号 毒物・劇4 3号 火薬類		毒物・劇物(毒物及び劇物取締法)	厚生労働省	
		火薬類	経済産業省	
	4号	高圧ガス	経済産業省	
	5号	核燃料物質(汚染物質を含む。)	文部科学省、経済産業省	
6 号 核原料物質 7 号 放射性同位元素(汚染物質を		核原料物質	文部科学省、経済産業省	
		放射性同位元素(汚染物質を含む。)	文部科学省	
	8号 毒薬・劇薬 (薬事法)		厚生労働省、農林水産省	
	9号 電気工作物内の高圧ガス		経済産業省	
	10号	生物剤、毒素	各省庁(主務大臣)	
	11号	毒性物質	経済産業省	

	改正後			現行
部の名称	分掌事務	2	部の名称	分掌事務
国民保護 政策経営 部(広報課 を除く)	1 復興計画の総合調整に関すること 2 国民保護関係対策予算に関すること 3 その他政策経営部の所管に関すること	Į. F	国民保護政策経営部(広報課を除く)	1 復興計画の総合調整に関すること 2 国民保護関係対策予算に関すること 3 その他政策経営部の所管に関すること
国民保護 総務部	1 車輌、船艇等輸送機関の調達に関すること 2 工作物等保管の公示に関すること 3 国民の権利利益に関する文書の保存に関すること 4 損害補償、損失補償に関すること 5 区職員及び他自治体の応援職員の宿泊施設の確保に関すること 6 外国人への情報支援に関すること 7 本部の職員の動員に関すること 8 本部の人員の配置及び調整に関すること 9 本部の職員の服務及び給与に関すること 10 被災した庁舎、校舎等の応急危険度判定と修理に関すること 11 所管施設の保存及び保安に関すること 12 その他総務部の所管に関すること	ň	国民保護総務部	1 車輌、船艇等輸送機関の調達に関すること 2 工作物等保管の公示に関すること 3 国民の権利利益に関する文書の保存に関すること 4 損害補償、損失補償に関すること 5 区職員及び他自治体の応援職員の宿泊施設の確保に関すること 6 外国人への情報支援に関すること 7 本部の職員の動員に関すること 8 本部の人員の配置及び調整に関すること 9 本部の職員の服務及び給与に関すること 10 被災した庁舎、校舎等の応急危険度判定と修理に関すること 11 所管施設の保存及び保安に関すること 12 その他総務部の所管に関すること
国民保護 地域振興部	1 地区本部に関すること 2 地区本部と自主防災組織との連携に関すること 3 被害概況の把握と報告に関すること 4 生活相談総合窓口の開設準備に関すること 5 区民の避難・復帰誘導に関すること 6 ボランティアに関すること 7 救援物資の運送及び管理並びに配給計画に関すること 8 所管施設の保全及び保安に関すること 9 体育施設等の利用に関すること 10 その他地域振興部の所管に関すること	; ;	国民保護 地域振興 部	1 地区本部に関すること 2 地区本部と自主防災組織との連携に関すること 3 被害概況の把握と報告に関すること 4 生活相談総合窓口の開設準備に関すること 5 区民の避難・復帰誘導に関すること 6 ボランティアに関すること 7 救援物資の運送及び管理並びに配給計画に関すること 8 所管施設の保全及び保安に関すること 9 その他地域振興部の所管に関すること
国民保護区民部	1 情報システムの復旧に関すること 2 安否情報の収集・提供に関すること 3 生活相談総合窓口の開設と運営に関すること 4 義援金の受領及び配分に関すること 5 り災証明の発行に関すること 6 給水計画に関すること 7 被災者に対する区税の減免及び徴収猶予に関すること 8 所管施設の保全及び保安に関すること 9 その他区民部の所管に関すること		国民保護区民部	1 情報システムの復旧に関すること 2 安否情報の収集・提供に関すること 3 生活相談総合窓口の開設と運営に関すること 4 義援金の受領及び配分に関すること 5 り災証明の発行に関すること 6 給水計画に関すること 7 被災者に対する区税の減免及び徴収猶予に関すること 8 所管施設の保全及び保安に関すること 9 その他区民部の所管に関すること

	改正後			現行
部 3 4 5 国民保護 1	2 11 - 2 11 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2	国民保護 生活環境部 国民保護	2 3 4 5	廃棄物処理に関することがれきの処理に関すること がれきの処理に関すること 行方不明者の捜索、死体の収容及び埋火葬に関すること 所管施設の保全及び保安に関すること その他生活環境部の所管に関すること 要援護者対策の支援に関すること
生部を除 4 く健康福 5 祉部)	避難施設に関すること 所管施設の保全及び保安に関すること その他健康福祉部の所管に関すること	健康福祉 部(医療衛 生部を除 く健康福 祉部)	3 4 5	赤十字標章等の都知事への許可申請手続に関すること 避難施設に関すること 所管施設の保全及び保安に関すること その他健康福祉部の所管に関すること
健所、健康 4 福祉部のう 6 ち本部 7 が指名す 8 る者及び 9 健康推進 10	医療救護協定に関する要請及び医療機関との連絡に関すること 医薬品の調達及び配給に関すること 動物の保護に関すること 危険物質等に関する措置命令に関すること 患者の搬送等に関すること 医療及び助産救護に関すること	国医部健康のの事い課羽健係民療は所福医2とき王・康を保衛区に祉療副健が・野相む護生保健部職参康い赤川談)	2 3 4 5 6 7 8 9	救護所等の開設と運営に関すること 医療救護協定に関する要請及び医療機関との連絡に関すること 医薬品の調達及び配給に関すること 動物の保護に関すること 危険物質等に関する計置命令に関すること 患者の搬送等に関すること 医療及び助産救護に関すること 防疫に関すること 保健衛生等の確保に関すること 所管施設の保全及び保安に関すること その他北区保健所の所管に関すること
(削除)(肖	削除)	国民保護 子ども家 庭部	2 3 4	保育園・児童館等の児童の保護並びに救護に関すること 遺児等の保護に関すること 応急保育に関すること 所管施設の保全及び保安に関すること その他子ども家庭部の所管に関すること

	71.77 //r	7U /-
	改正後	現行
国 民 保 ぎ り 部	1 復興まちづくり計画に関すること 2 り災台帳の作成に関すること 3 長期避難住宅及び応急仮設住宅に関すること 4 被災建築物の応急危険度判定に関すること 5 がけ・急傾斜地の被害状況の調査及び応急対策に関すること 6 武力攻撃災害による被害を受けた建築物の被害状況調査及び住宅 の 応急修理対象者の募集、選定に関すること 7 所管施設の保全及び保安に関すること 8 その他まちづくり部の所管に関すること	国民保護 1 復興まちづくり計画に関すること 2 り災台帳の作成に関すること 9 第 3 長期避難住宅及び応急仮設住宅に関すること 4 被災建築物の応急危険度判定に関すること 5 がけ・急傾斜地の被害状況の調査及び応急対策に関すること 6 武力攻撃災害による被害を受けた建築物の被害状況調査及び信宅の 応急修理対象者の募集、選定に関すること 7 堤防、道路、橋梁等の点検、整備及び復旧に関すること 8 警戒区域の立入り制限若しくは禁止又は退去命令の実務に関する。
国民保護土木部	1 堤防、道路、橋梁等の点検、整備及び復旧に関すること 2 警戒区域の立入り制限若しくは禁止又は退去命令の実務に関すること 3 障害物等の除去及び保管等に関すること 4 応急資材及び労力の確保に関すること 5 道路等占有物件の対策に関すること 6 緊急道路障害物除去路線、準緊急道路障害物除去路線並びに避難路の確保に関すること 7 水防活動に関すること 8 河川の流木対策に関すること 9 所管施設の保全及び保安に関すること 10 その他土木部の所管に関すること 1 金銭及び物品の出納保管に関すること	ること 9 障害物等の除去及び保管等に関すること 10 応急資材及び労力の確保に関すること 11 道路等占有物件の対策に関すること 12 緊急道路障害物除去路線、準緊急道路障害物除去路線並びに過難路 の確保に関すること 13 水防活動に関すること 14 河川の流木対策に関すること 15 所管施設の保全及び保安に関すること 16 その他まちづくり部の所管に関すること  国民保護 1 金銭及び物品の出納保管に関すること
会計管理 室	2 その他会計管理室の所管に関すること	国民保護       1 金銭及び物品の出納保管に関すること         会計管理       2 その他会計管理室の所管に関すること         室
国教会事育 報部	1 学校避難所の設置及び管理運営に関すること 2 幼稚園、小学校及び中学校の児童及び生徒の保護及び救護に関すること 3 応急教育に関すること 4 所管施設の保全及び保安に関すること 5 その他教育振興部の所管に関すること	国民保護 1 学校避難所の設置及び管理運営に関すること 教育委員 2 幼稚園、小学校及び中学校の児童及び生徒の保護及び救護に関 会事務局 すること 3 応急教育に関すること 4 体育施設等の利用に関すること
国民保護 教育務局 子ども未 来部	1 保育園、児童館等の児童の保護及び救護に関すること 2 遺児等の保護に関すること 3 応急保育に関すること 4 所管施設の保全及び保安に関すること 5 その他子ども未来部の所管に関すること	5 所管施設の保全及び保安に関すること 6 その他教育委員会事務局の所管に関すること
国民保護 区議会事 務局	1 区議会議員との連絡に関すること 2 その他区議会事務局の所管に関すること	国民保護       1 区議会議員との連絡に関すること         区議会事       2 その他区議会事務局の所管に関すること         務局       3

### 新旧対照表 別表7



# 新旧対照表 別表8

